

戦争心理が伏在して居た事は此問題に關し是非共知つて置かねばならぬ事である。

(二)露國の革命の爲に世界の各國が過激主義を恐れた様に、米國に於ても之に對して非常に不安の念を抱く者が多かつた。而して米國には現に露國の革命派に屬する猶太人其他の危険な外國人の移民が可なり多かつた。是れ諸人が期せずして極端な言論其他の自由の取締を必要とした所以である。

(三)米國人は元々極端な個人主義の崇拜者であるに拘らず、近來社會主義の感化を受け、團體的意識が旺盛となり、國家又は社會の安寧の爲に個人の或程度の犠牲は已むを得ぬとの人民の自覺心が盛に成つた事は是又此種の立法の大なる理由と認められて居る。

併し元來極端な個人主義を信じ、無干渉な自由主義に慣れた米國人の多くの内には之に對して大に異論を唱へ、或は之を以て憲法違反なりとし、或は米國傳來の精神又は政策に背くとし、可なり猛烈な非難を加へて居る。勿論吾人は敢へて米國人の極端な個人主義を謳歌するものでない。否彼等の近來の社會的又は國家的自覺を以て寧ろ政治上の一大進歩と見做すに躊躇する者にはあらざるも、併し一時の安寧の爲に言論其他の自由を制限する事の可否に就ては大に疑なきを得ぬのである。蓋し人間の眞の幸福は社會又は國家の進歩に依りて得らるゝのであつて、社會又は國家の進歩は個人

の自由の討議から生れるものなる事を思ふ時に、吾人は言論其他の自由を犠牲とする事に依りて得らるべき社會又は國家の安全の維持と、言論其他の自由に依る社會又は國家の進歩とを比較衡量し、之れに對して適度の調節を誤らざる様心掛くる事の極めて大切な事を一言一置かざるを得ないのである。

第二節 人民の參政權

米國の政治は主權は人民に在りと云ふ事を其根本思想とするのであつて、先づ合衆國憲法の前文に「我等合衆國の人民は……茲に米國合衆國の爲に此憲法を制定す」と云ひ、又各州の憲法に於ても其前文に於て其憲法を制定したものは州の人民であると云ふ事を述べて居り、國家の權力の源が人民であり人民は即ち其最高權者である事を示して居る。併し人民が如何なる形式に於て政治上の權力を行使するやに就ては合衆國憲法は唯其大綱を定め、人民の選舉權は男女人種皮膚の色又は既往の身分の相違によりて區別せられざる事、大統領合衆國議員は人民の直接又は間接の選舉による事、及合衆國憲法を修正するには議會の決議及州の立法部又は州民會議の同意を要する事を規定するのみにて、其他の一切の條件は原則上之を各州の任意の立法に任かして居る。即ち一七八

七年の同憲法には單に大統領副大統領は各州に於て選舉せらるる選舉人の投票に依りて之を選舉し、上院議員は各州より二名下院議員は各州より其人口數に比例して一人以上を選舉する旨を規定し、其選舉の方法に就ては各州大統領副統領の選舉人は其州より選舉せられる合衆國の上院及下院議員の數と同數なる事、上院議員は各州の立法部に於て選舉する事、各州の立法部の内員數の多き方の議院の議員即ち下院議員を選舉する資格ある者は合衆國下院議員を選舉する權利を有する事、及合衆國憲法を改正するには議會の三分の二の決議又は三分の二の州の立法部の請求と四分の三の立法部又は州民會議の同意を要する事を規定し、又南北戰爭の直後一八六八年憲法追加第十四條に於て各州は其管轄内の者に對して均等の法律の保護を拒む可からざる事、並に若し各州が二十一歳以上の公民の男子に對して選舉權を制限する時は夫れに比例して其州より選出する合衆國下院議員の數を減すべき事を定め、同修正第十五條に於て合衆國の公民の選舉權は合衆國に於ても州に於ても人種皮膚の色及嘗て奴隸たりし事實により影響せらるる事なしとの事、並に一九一三年同修正第十七條に於て上院議員は各州の公民の直接選舉に依るべき事、及一九二〇年の同修正第十九條に於て合衆國の公民は合衆國に於ても州に於ても男女の區別に依り選舉權を拒まるることなしとの旨を規定して居るのであつて、其他の事項は一切各州の自由に任して居る。

然らば合衆國憲法は何故に自ら此事を規定せず、之を各州の自由規定となしたるやと云ふに、同憲法制定者は前に説明した通り、孰も財産資格の主張者であつて、憲法制定の際既に其規定を設ける筈にて、種々な議案が提出せられたるも、財産の種類及其多少等に付意見が一致せず、大地主の多い南部諸州の代表者は土地の所有に重きを置き、商工業の稍發達せる東部諸州は動産に重きを置かんとする傾向があり、同會議の大立物たりしヴァージニア州の代表者マヂソンの如きは「僅少な土地を標準とすれば政治の安全は期し難い、併し巨大な土地を條件とすることは土地所有者にあらざる都會人を除外することに成る」と云ひ、他の代表者も之と大同小異の意見を述べたるが、彼等の最も患へた事は、選舉資格者中より動産所有者を除外する時は都會人が承知せず、又餘り之を優遇する時は最後の憲法批准に際し、土地所有者に依りて選出せられる州の議會又は會議の反感を招き、其結果憲法不成立の恐がありしに依り、之を全國的に統一することを止め、各州をして其地の事情に應じ適宜の規定を設けしむることとした。尤も當時の各州の憲法は財産資格制度の規定を有して居たのであつて、之を州の自由規定とすることに依り、何等危険を感じなかつたのである。

今各州の規定に付之を「人民の選舉權」「人民の罷免權」「人民の直接立法權」及「民主及民衆政治に對する反動」の四項に分ち其大要を説明する。

第一項 人民の選舉權

各州は革命前並に革命後大凡五十年間は人民の選舉資格を財産所有者又は納稅者に限りたるが、當時の思想は英國傳來の「代表權なき處に課稅なし」と云ふ事を政治上の信條となし同時に其反對の「納稅せざる所に代表なし」と云ふ事を其理想としたのであつて、是等の各州が人民の選舉權及被選舉權を定むるに當り、財産又は納稅資格を其必要條件とした事は敢へて不思議とするに足らないが、右の制度は革命の際多少緩和せられた事實はあるも、要するに資産に基づく資格制限の制度は主義上十九世紀迄存続したのみならず、當時多數の州に於ては選舉なるものは單に立法部に於ける議員を選舉するに止り、州知事其他の吏員、裁判官、市町村吏員は入民の投票に依らず、其州又は其地の立法部に於て選舉したのであつて「人民の手に依る政治」を理想とする今日の選舉制度とは大に其内容を異にしたものなる事は特に注意して置く必要がある。然るに十九世紀に入りてより民主思想の傳播並に後に述ぶるが如き他の種々な原因に依り、米國の各地に選舉擴張の運動が起り、一八一〇年メリーランド州に於て普通選舉制度を採用したのを始めとし、其他の諸州に於て漸次之に倣ふ事となり、一八六〇年にはペンシルヴァニア、ロード・アイランド、サウス・カロライナの外は各州孰れも白人の成年男子に對して平等の選舉權を認め、其内の或州は外國人中單に歸化の意思を

表示した者に對してさへ選舉權を與へたのみならず、更に選舉權の内容を擴張し、從來州又は地方の立法部に於て選舉した州の重要な吏員、裁判官、市長、其他の群小の吏員に至る迄多くは人民の手に依りて選舉することとなしたるが、男子の選舉權が擴張せらるると共に婦人の選舉權獲得運動も亦次第に其萌芽を發し、一八四八年に始めて全國大會の催あり爾來全國に渡り組織的運動を見るに至りしが、一八六九年にワイオミングに於て又一八九三年にコロラド州に於て婦人の此權利を認めたとのを始とし、爾來運動の結果一九二〇年迄に或は州の憲法又は法律に依り、或は地方限りの規則に依り此制度を採用した州が約三十州に達したるが、遂に同年合衆國憲法修正第十九條に依り全國的に之を認むる事と成り、人民の選舉權の擴張せられた事は實に目醒しいものである。併し其間に在つて多少の例外と爲す可き事は選舉權に或程度の教育資格を必要とする運動の起りたる事と、南部諸州に於て黒人の選舉權を制限する爲に種々な差別的手段を講じた事である。蓋し選舉權に教育資格を必要とする事は、讀み書きする能力すらなき者が一國の政治に干與する事は不當であると云ふ思想に基くのであつて、一八五五年にカネチカットが選舉權者たる事の一條件として州憲法の一節を朗讀し且つ自署する事を必要とする制度を定めたとのを始めとし、爾後之と同様の制度を設けたものがマサチューセツツ、メイン、ニュー・ハンプシャー、ワシントン其他を併せ二十一州の多

きに達して居る。又黒人に對しては南北戦争の結果從來の奴隸制度を撤廢し、白人と同等の選舉權を與へたるも、黒人の最も多き南部諸州に於ては甚だ之を喜ばず、事實上黒人の平等の權利を剝奪する事を計畫し、或は教育試験の制度を設け、或は財産資格を定め、或は人頭税を課したるが、其内の或ものは白人にも不利益なるに依り右の規定に對し一八六七年一月一日（即ち奴隸制度を廢止した時）以前投票權を有つて居た者又は其子孫には之を適用せずとの除外例を設くる事とした。是れ The Grand Father Clause と謂はるる規定であつて、黒人に對し極めて偏頗なものである。併し此規則は其後有名なオクラホマ事件に於て合衆國大審院により合衆國憲法修正第十五條に違反すとの判決を與へられ既に其効力を失ひたるも、其他の制限は假令夫れが事實上黒人に對して苛酷なものであつても、形式上各人に對し均等に適用せられる以上は總て有効なりと見做されて居る。從て州の當局者は黒人に對し均等な法律の形式を用ゆるも實際の適用に際しては種々な手加減を用ひ、殊に教育試験に就ては最も苛酷を極め、黒人の多數は事實上其選舉資格を認められない結果となつて居る。右に關し黒人某はアラバマ法廷に對しギルス對ハリス事件に於てアラバマ州憲法の規定が合衆國憲法修正第十五條に違反する事を理由とし其無効な事を主張したるも、同法廷は「政治上に於て實際不正が行はれたものと假定するも、州の人民及州夫れ自身によりて爲された政治上の不正

に對する救済は州會又は合衆國政府の政治當局者の責任であつて法廷の責任ではない」と判決し、遂に黒人の敗訴となつたのであつて、黒人の平等の權利も事實に於ては大いに之を割引して見ねばならぬのである。併し是は只一部の例外であつて米國全體としては十九世紀以來人民の選舉權が非常に擴張せられた事は疑のない事實である。

然るに茲に米國が普通選舉制度を實行するに至つた動機に付一言注意を要する事がある。勿論夫れが當時の思潮とも云ふ可き民主思想の影響を受けたものである事は云ふまでもないが、併し民主思想は寧ろ間接の原因であつて其直接の原因としては他に二つの事實がある事を知らねばならぬ。即ち其一は職業的政治家が自己の政治上の立場から其制度を有利と認め、且人心を收攬する一手段として此制度の爲盛に運動したのと、其二は當時各州殊に西部の新開の諸州が他より移住を勧誘する爲移住者に對して出来る限り均等の機會を示すべく努力した事である。蓋し選舉權を從來の如く資産階級の者に限る時は其自然の結果として政治の實權が恒産あり恒志ある者の手に掌握せられ、職業的政治家には殆ど乗すべき機會がないのである。從て彼等の立場としては先づ以て資産階級より政權を奪取し之を衆愚の手に移す必要がある。況や多數の身方となり人間の平等の權利を説き政治の民衆化を主張する事は其名分が極めて正しく、政治家として人心を收攬するに最も適當な手段

となるのである。是れ彼等が此制度を樹立する爲大に活躍した所以であつて、夫が大に當時の人氣に適ひ、古き東部の諸州をして相尋で從來の資格制限法を改め普通選舉制度を採用せしむる様になつたのである。更らに又各州殊に新入の西部諸州に於ては、土地廣く人口少く、他よりの移住者の力を藉らざれば到底發達すべき見込がない。従て是等の諸州は競て外國よりの移住者を歓迎し、出來得る限り之を優待する事を努めたのであるが、當時右の諸州は之を國家と云ふよりも寧ろ企業社會と見做すのが適當な有様であつたのであつて、其山林又は原野を開發し其産業の發展を計る爲には何物をも犠牲とする事を惜まなかつたのである。現に米國の法律及習慣は企業者殊に債務者に對し極めて寛大であつて破産者は破産に依りて總ての債務から免除せられる事になつて居る。是等は云ふ迄もなく土地開發の必要上事業家に安心を與へ一時の失敗の爲に其前途を閉塞せざる様之に安全な避難所を與へんとするに外ならぬのであつて、各州は實に土地開發を以て最も重要な政治の方針となし、企業家を歓迎する事に其全力を盡したのである。されば各州は孰も其州内に於ける成功の機會の豊富な事及其機會は政治上に於ても事業上に於ても總ての人に對して均等である事を廣告し、競ふて其住民の爲に寛大な制度を設け、古き東部の諸州が資格制限制度より漸進的に普通選舉制度に移つたのに拘はらず、西部諸州に於ては始より極端な普通選舉制度を採用し、米國に於て普通

選舉制度の先驅は先進の東部諸州よりも人口の稀薄にして人智の幼稚な後進の西部諸州であつたと云ふ極めて奇異の現象を呈して居る。

併し其原因が何れにありたるにもせよ米國の政治は普通選舉制度の採用に依つて非常に民衆化する事となり、同時に合衆國に於ても亦各州に於ても代議士の素質が急に低下したのは争はれない事實である。蓋し建國當時に於ける米國の政治は民衆の内より其賢明な者を選出し之に政治の全權を委任すると云ふ其時代の英國の代議政治を模倣したのであつて、今日米國の政治の理想とする民衆の手に依る政治と云ふが如き民主的政治の組織が、米國に於て盛に持て囃される様になつたのは其當時の政治家の夢にも想像しなかつた所である。即ち合衆國憲法は總て斯の如き理想に依つて制定せられたのであつて、例へば大統領の任期を國民の輿望に關係なく一定の年限となし、且其選舉を人民の直接の選舉とせずして之を選舉人選舉による複選舉制としたるが如き、又上下兩院の權限を定むるに當り、下院よりも上院を重する制度を採用したるが如き事は、孰れも皆政治を民衆化せしめざる爲特に考慮した結果であつて、如何に當時の米國人の政治思想が非民衆的であつたかを示すに足るのである。云ひ換へれば建國當時の米國の政治の理想は英國傳來の Representative 即ち代議又は選良主義を繼承したのであつて、今日米國の理想とする「人民の手に依る政治」を精神とする

Principle of Delegation 即ち代表又は名代主義とは全然其性質を異にして居るのである。蓋し代議政治とは人間に優劣賢愚の區別ある事を認め民衆の内より最も有能な者を選定し、其者の智識及人格に信頼し、一切の事件を其賢明な判断に依りて處理せしむる事を理想とし、代表又は名代主義とは人間の平等の権利を認め各人の意見を其儘政治上に實行する事を理想とし、代表者をして自己の判断に依る事なく、選舉人たる人民の意志に従ひ人民の單なる名代人として行動せしめ様とするのである。別言すれば前者は優者の判断に信頼し之に政治の全權を委任するもの、後者は人民の意思を尊重し名代人をして之を其儘政治上に實現せしめんとするものなるが、前者に在りては若し夫れが誠實に實行せらるゝ時は政治の實權が智識及道德に於て社會の上表に立つ者の手に移り、極めて有効な政治の成績を納むる事が出来るのであるが、後者に在りては政治上の權力が衆愚の手に握られ優秀な才能ある者が次第に政界から遠ざかり、其實權が是等の衆愚を利用する低級な政治家の手に移り、政治が混亂し澁滞し腐敗するのは到底免れ難い所である。思ふに建國當時に於ける米國の政治の理想は即ち代議主義を根底とする共和政治を求めんとしたのであつて、合衆國憲法第四條に合衆國は各州に對して其共和政體を保證すとあるは、即ち米國の當時の精神が奈邊にあつたかを語るに足るのである。然るに十九世紀に入りてより各州は相次いで普通選舉制度を採用し、人民

は或種類の法律上の無能力者の外は總て選舉權を與へられ 議員も裁判官も將又行政官も苟も政治の局に當る者は大抵人民の手に依りて選舉する事となり、從來の代議主義の共和政治から一躍代表主義の民主政治となつたのであつて、米國は茲に政治上の一大革命を遂げたのである。然らば此革命は米國の政界に如何なる影響を與へたか、吾人は爾來米國の政界に於て低級政治家の活躍、金權の買収、黒幕政治、勞働組合の跋扈等、凡そ衆愚政治に伴ふ總ての弊害が頻りに暴威を振ふのを見るにつけ、極端な選舉政治の可否に付大に疑の感なきを得ないのである。

第二項 人民の罷免權

人民の罷免權とは公選せられた吏員に對し人民が投票に依りて之を罷免する權利を云ふのであつて、其思想の根本とする所は選舉せられた吏員は總て選舉人の代理なれば、選舉人は常に本人が選舉人の委託に適ふや否やを監視し、若し彼等が責任に堪へずと認められた場合には之を解任し得べきものであるとの見解に基くものなるが、實際に於て罷免せらるべき吏員は或は州會の選舉に依り或は知事より任命せられた者もあるのであつて、必ずしも人民の選舉に依りて任命せられたものである事を要しない。此制度は一九〇三年に始めて加州ロスアンゼルス市に於て採用せられ、州としては一九〇八年にオレゴンに於て其規定を設けたのが始である。爾來加州、アリゾナ、アイダホ、ワシ

ントン、コロラド、ネバダ、ルイジアナ、ノース・ダコタ、カンサス、テキサス等の諸州並に多くの市郡に於て行はれて居るも、未だ人民の直接立法制度の如く普及せず。但し其方法は該選舉人の一部の者が定数の賛成者の署名を附し、規定の手續を経て之を選舉人の投票に附するのであつて、右賛成者の定数は一定せざるも、此制度の代表的規定と認めらるゝオレゴン州憲法に於ては之を總選舉人の二割五分とし、桑港市に於ては其一割と定めて居る。又之を可決するに必要な投票數に關する規定も區々になつて居り、或は投票の過半数或は本人が當選した時の總投票の過半数を必要として居る。尙又同一人に對する罷免の投票は或州又は地方に於ては之を一回限となすも、オレゴン州に於ては請願者が費用を負擔する場合には幾回にても差支ないと定めて居る。此制度の可否に就ては議論が區々に分れて居り、裁判官の罷免に關しては反對多く、此制度を設くる州又は地方に於ても裁判官に對しては之を適用せずとするのが多數である。蓋し罷免制度は一方に於て吏員の誠實勤勉を勸むる爲に有効なるも、却而其獨立心を妨げ公平を尊ぶ裁判官に對する場合に於て其弊害最甚しかる可しと認められて居る。

第三項 人民の直接立法權

米國の政治が代議主義の共和政治から代表主義の民主政治に轉化した事は前に説明した通りなる

が、近年に至り夫が更に人民の直接政治を理想とする民衆政治に再轉しつゝある事は吾人の大に注意すべきである。蓋し人民が直接政治を謳歌するのは人民の政治上の自覺と、民主政治の自然の結果として政治家殊に議員の素質が著しく低下し之に對する人民の信用が激減した事とが其重なる原因である事は云ふ迄もないが、人心の機微に通ずる低級政治家が其間に立つて衆愚を煽動した事も亦與つて力があるのである。但し人民が直接立法に參與せんとする最初の思想は各州の憲法制定及改正の手續の上に顯はれたのであつて、合衆國憲法には全然其規定がない。又各州の憲法と雖も建國當時の十三州中マサチューセツツの一七八〇年の憲法、及ニュー・ハンプシャーの一七八四年の憲法は人民の投票に依りて決せられ、又之に次で他の一州の憲法が是と類似の方法に依り制定せられて居る事は例外とするも、他の諸州の憲法は孰れも州會の決議のみに依りて制定せられ、人民は直接之に關係しなかつたのである。然るに其後憲法を普通の法律と區別する思想が段々と發達し、一八二一年ニュー・ヨークに於て憲法改正は州民の投票に依るべきものとした以來一八五〇年迄に他の諸州も總て其例に倣ふ事となつたが、當時に於ては人民の直接立法は憲法改正の場合に止り、普通の法律を人民の手に於て直接に制定する事となつたのは極めて近年の事である。一九〇七年のポリチカル・サイエンス・レビューに於てガーナー博士は人民の直接立法の發達を四期に分ち、「

(一)十九世紀の前半に於て各州は憲法改正の場合に多く之を憲法會議に於て決議し後人民の投票に附する事となし(二)南北戦争の直前及直後に於ては此手續を簡單となし州會の決議を経た上人民の投票に附する事とし(三)南北戦争直後より十九世紀の末迄は或定期間に憲法會議を催し、又是と同時に州會の決議に依る制度をも併用し、其決議を人民の投票に附する事とし(四)二十世紀の始よりは多くの州に於てイニシエチブ及レフェレンダムの制度を設け一層民衆的のものとした」と述べて居る。蓋し要を得たものである。

今人民の直接立法を憲法改正と普通の法律の制定又は修正との二つに分ち其大要を説明する事とする。

甲 憲法改正

各州の憲法の規定に依れば憲法改正の手續は提案と州の人民の同意との二つに分れ、提案は普通の州會又は特別の憲法會議の決議若くは個人の請願に依り、人民の同意は其一般投票に依りて決せらるゝ事に成つて居る。但し提案は憲法の全部の改正と一部の改正とに依りて多少の手續を異にし、全部の改正は普通憲法會議の決議に依るとも又人民の請願に依るとも何れにても差支ない事になつては居るが、實際に於ては多く州會の決議に依る事となつて居る。

(一)提 案

今三種の提案に付其概要を説明すれば

(イ)憲法會議の決議に依るもの 憲法會議に依りて憲法改正を提案する制度は主として憲法全部を改正する場合に適用せられるのであつて、一部の改正に對しては普通此方法を用ひない。但し憲法會議招集に關する各州の規定は區々に分れて居り、十二州は之に關し何等の規定を設けて居ないが、他の諸州は憲法改正の一方法として憲法會議を開催すべき事を規定し、實際之を開催すべきや否やに就ては其内の多數は州會の決議に依りて之を定め得る事となつて居る。但しニュー・ハンプシャーは憲法改正の唯一の方法として、七箇年毎に一回州民の投票に依りて憲法會議を開く可きや否やを決し、其結果に依りて憲法會議を招集する事となつて居り、又ニューヨーク、ミソリー、ミシガンの諸州は二十年に一回州民の投票に依りて憲法會議を開く可きや否やを定むる事になつて居る。又憲法中に規定を設けて居ない州の内にもロード・アイランドは同州の法廷に於て憲法に規定せざる事は許されざるものと見做すとの判決を與へたるも、他の十一州は憲法中に規定なしと雖も州會は立法上の當然の權力に依り憲法會議を招集する事が出来るとの解釋を取つて居る。

(ロ)州會の決議に依るもの ニュー・ハンプシャー及デラウエア二州の外は孰れも州會の決議に依りて憲法改正の提議を爲し得る事となつて居る。但し憲法會議の決議に依りて憲法を改正する事を許されたる州に於ては其方法に依る事は差支ないが、一部の改正に對しては特別の會議を催す程の必要なきに依り、普通は州會の決議に依る事となつて居る。尤も或州は州會が憲法を改正する場合に對し改正の數を制限する等の規定を有するに依り、斯る州は其規定に反する場合に州會の決議に依る手續を取る能はざる事は云ふ迄もない。但し州會の決議は多數の州は三分の二又或州は五分の三の多數決に依る事となつて居るも、過半数又は四分の三の多數決に依るとする州も少くない。又三分の一の州は二會期引き續き同一の決議を要する事となつて居る。併し孰れにしても最後に人民の投票に附するものなるに依り斯る二重の決議は其必要なしとの説が有力である。

(ハ)人民の發案に依るもの 是は人民が或定數の賛成を得て憲法改正の發案をなし、州民の一般投票に附するのであつて、一九〇二年に始めてオレゴン州に於て採用せられ爾來諸州の間に擴がらんとしつゝあるが、其手續は普通の法律に對する直接立法の場合と同一であつて次に詳しく説明するに依り之を略す。

(二)人民の同意

憲法改正案に對する人民の同意は其投票によりて決するのであるが、ミズリー、サウス・カロライナ、デラウエア、ヴァージニア、ルイジアナ等の南部の諸州にては、憲法會議に於て改正を決議した場合には人民の同意を要さない事になつて居る。但し其他の諸州に於ては總て人民の同意を必要とする。又之を可決する方法は州に依りて異なるも、多くは過半数に依りて決する事となつて居り、或州は州の總投票の過半数の同意を要し、又或州は其投票の時に投ぜられた總投票の過半数を要すとし、又或州は同一の憲法改正は一定の年限の後ならざれば再び發議する事を禁じて居る。

乙 法律制定又は修正

最近米國の政治に於て最も著しい現象は普通の法律を人民の投票に依りて制定し又は修正せんとする事である。蓋し此制度は久しく瑞西に於て行はれたものであつて、米國に於ても或特種の事項に付人民の投票により法律を制定する事は十九世紀の半頃に於ても多少實行せられて居り、ウイスコンシンに於ては一八四三年の憲法に於て銀行の設立を免許する事は人民の投票に依る可しとし、又其後他の州に於ても或金額以上の公債を募集し、一定率以上の租税を賦課し、又は州の首府を移轉する等の事は人民の投票に依りて決すべしとしたのみならず、或事項に對する取締例へば禁酒取

締の如き事は之を地方の人民の自由に任かし、其地の人民が之を其投票に依りて決定する事は早くより行はれて居たのであつて、人民が直接に法律を制定すると云ふ事は強ち斬新な制度とは云へないが、併し或特種の事項でなく、一般的法律の制定を廣く州の人民の投票によりて行ふ様になつたのは極めて近年の事であつて、一八九八年にサウス・ダコタが憲法中にイニシエチブ及レフェレンダムの制度を設けたのを始めとし、次にオレゴンが一九〇二年に同様の制度を設けてより、アイダホ、ミズリー、モンタナ、ユタ、メイン、オクラハマ、ネヴァダ、アーカンソー、コロラド、カリフォルニア、ワシントン、ネブラスカ、オハイオ、アリゾナ、ミシガン、ノース・ダコタ、ミシシッピ、マサチューセッツ等の諸州が之に續き、又ニュー・メキシコ、メリーランドがレフェレンダムの制度を設くる等、今日では既に米國の約半數の州に於て、此種の規定を設け他の諸州も次第に之に倣はんとする模様である。今人民の直接立法に關する是等の諸州の制度を概括すれば(一)イニシエチブ、(二)レフェレンダム、(三)混合制度の三種となる。

(一)イニシエチブは人民が法律の變更又は憲法修正を發案し、之を請願書として一般人民の投票に附し其可否を問ふのであつて、其方法は州によりて異なるも、普通は先づ人民が議案を調製し之に或定數の賛成者の署名を附し、總選舉又は其前に行はる臨時選舉の若干日前迄に之を州務長官に

提出し、同官より該選舉の際公民一般の投票に附するのであつて、其代表的規定と見做されて居るオレゴン州憲法にては、右の賛成者の數を選舉權者の百分の八、又請願書提出期限を選舉日の四ヶ月前迄となし、又カリフォルニア州にては賛成者の數を前回の總選舉の時各知事候補者の得た總投票數の百分の八、請願書の提出期限を投票日たる選舉日の九十日前迄と定めて居る。

(二)レフェレンダムは州會に依りて制定せられた法律の全部又は一部を請願書として人民の投票に附し其可否を問ふのであつて、其方法は州に依りて異なるも普通は該請願書に對し一定數の賛成者の署名を附し、總選舉又は其前の臨時選舉の若干日數前迄に之を州務長官に提出し、同官より之を右の選舉の際州の人民の投票に附するのであつて、オレゴン州にては賛成者の數を選舉權者の百分の五、請願書の提出期限を該法律を制定した州會閉會の時より九十日以内とし、カリフォルニアにては賛成者の數を前回の總選舉の際各知事候補者の得た總投票の百分の五、請願書提出期限を該法律を制定した州會閉會の時より九十日以内とし、州務長官は右請願書受領後三十日以後の總選舉又は其以前に行はる臨時選舉の際人民の投票に附す可きものと定めて居る。但し州會は人民の請願に依る事なく州會自身の發意に依り其制定した法律を人民の投票に附する事も出来る事になつて居る。

(三)混合制度はイニシエチブとレフェレンダムとの混合したものであつて、其方法は人民が議案を編成し州會成立の日迄に或定數の賛成者の署名を附し、之を請願書として州務長官に提出し、同官より之を州會に送附し、同會にて可否の決議を受けた後、次期の總選舉又は臨時選舉の際更に之をレフェレンダムとして人民の投票に附するのである。但し州會が之を修正した時は原案と共に其修正案を人民の投票に附する事となつて居る。右に關するカリフォルニア州の規定は請願書の提出期を州會成立の十日前迄、又賛成者の數を前回總選舉の時各知事候補者の得た總投票の百分の五とし州會が該請願書を受取つた時は四十日以内に可否の決議をなす可き事と定めて居る。尙人民の直接立法は多くの州は過半數に依りて可決し、イニシエチブは普通議案と共に其理由書を調製し之を各選舉人に配付する事となつて居る。又法律の施行期日は普通制定後六十日乃至九十日後とし、其間に於て人民よりレフェレンダムの請願をなす時は其法律が緊急の法律として可決せられた場合の外は人民が採否を決する迄其施行を延期するのを普通とする。又イニシエチブに依りて制定せられた法律は普通同法中反對の規定がある場合の外は人民の投票に依らざれば之を廢止し又は變更する事を許さない。但しレフェレンダムに依りたるものは必ずしも其制限を附せない事となつて居る。此制度は郡市町村等の地方の自治體に於ても廣く行はれて居り、進歩主義の各州に於て

は恰も夫れが普通の立法制度なるが如き觀あるも合衆國に於ては未だ夫れが全然認められない事になつて居る。蓋し夫れを實行する爲には合衆國憲法の改正を要し、同憲法の改正は手續が極めて困難なものと、合衆國の權限に關する事は人民の日常生活と關係が少い爲、人民の直接立法に對する要求が少いのが其重なる原因であると認めらる。

第四項 民主及民衆政治に對する批評

米國の建國當時の政治が其時代に於ける英國の代議主義を理想としたものであつて今日の民主主義とは全然其根據を異にする事は前に説明した通りなるが、近代に於ける米國の政治の特色とする所は人民自身の手にて直接に政治を支配せんとする事である。即ち政治の局に當る者は議員裁判官は勿論行政首腦者を始めとし、其他の群小吏員に至る迄其任命は總て之を人民の選舉に依る事を原則とするのみならず、更に進んで人民自ら重要な立法の局に當らんとし、或州に於ては吏員の罷免權をさへ掌握しつゝある有様である。蓋し此思想の根本とする處は自己の事を最も克く知り最も克く處理する者は自己であると云ふ事に在るのであつて、米國の政治は「人民の政治」Government of the people であり「人民の爲の政治」Government for the people であるから、此目的を最も克く達する爲には夫が「人民の手に依る政治」Government by the people となければならぬと云

ふのが其根本の理想である。されば米國は此理想を實現する爲投票制度を以て一切の政治組織の基礎となし、普通選挙制度を行ふ事に依り寡頭政治の專政の弊を免れ、人民主權の實を擧げんとしたのである。勿論米國が斯くの如き理想を實現せんとした直接の動機は、前にも述べた通り必しも單純な民主的理想のみから出たとは云ひ難いのであるが、少くとも其制度の精神が此處にある事は云ふ迄もない事である。併し苟も人間に優劣賢愚の區別があり、適者生存の法則が行はるゝ以上は、賢者が愚者を制し優者が劣者を支配し、適者が不適者を驅逐するのは蓋し自然の勢である。然れば寡頭專政の弊を脱するに最も適當な制度として認められた民主政治も漸次一種の寡頭政治となり、民主と云ふは只名のみであつて、其實職業的政治屋に依りて支配せられ、然かも其背後には必ず金權又は黒幕政治家等があつて之を左右し「人民の手による政治」は決して實現しないのみならず、其弊害は遙かに昔の專制政治よりも甚しく、地方殊に大都市の自治政治に於て最も著しいものがある。蓋し其缺點とする所は餘りに選挙制度に重きを置き、職業的政治屋に對し最も多く活躍の機會を與ふると共に、選挙せられる多くの吏員に對し餘りに多く獨立の地位及權能を與ふるに依り、彼等の中に相互の聯絡及統一を缺き政治の進行が甚だ圓滿ならざる事である。然かも近年は多數の州に於て人民の直接立法制度が一種の流行となり、職業的政治家は之を以て得たり賢しとなし、民

衆政治の名に於て頻りに愚昧な法律の制定を計り、之を一般人民の投票に附しつゝある事は此制度の行はるゝ處に於ける最も大なる弊害と見做されて居る。併し此制度にも亦極めて尊ぶべき幾多の特長がある。況んや米國に於ては民衆政治を以て其生命とすべき特種の事情があるのであつて、此弊害あるが爲に其長所を棄てるわけには行かぬのである。従て近來米國の識者は米國にとり最も有効な政治は民衆政治と寡頭政治とを適宜に調和するに在りとなし、極端な民衆政治に依りて不堅實な寡頭政治に陥らんよりは、寧ろ始より民衆を基礎とする堅實な寡頭政治を求むるに若かずと主張し、政治は成るべく其組織を單純ならしめ、且一人又は極めて少數の適任者を選出し之を信任し之に出來得る丈け多くの權限を與ふるに若かずとの意見が勢力を得る様になりつゝある。今米國の政治組織に付特に注意を要する事を左に摘録する。

一、米國人の多くは極めて政治に冷淡であつて家業家事享樂が最も大事であると考へられて居り、自分の立場から見て極めて重大な事柄の外は餘程の餘力がある場合でなければ政治に關係する事を好まない。従て米國の政治の理想とする「人民の手による政治」は實際上行はれ難いものと見做されて居る。

二、米國には商工業の方面に於て成功の機會が極めて多い。従て人材は多く實業界に集り政界には

甚だ人材寂寥の感がある。但し合衆國政府の高官に就ては大なる名譽が伴はるゝに依り割合に有爲の人材を求め得るも、他の諸官吏に至りては大に其事情を異にするに依り適當な人物を得る事は極めて困難である。況や現在の制度にては政治は職業的政治屋のみの舞台となり、有爲の人材は之に關係する事を潔しとしない有様なるが、此傾向は地方政治に於て最も甚しい様である。故に若し現在の制度を改め、州に於ても地方に於ても政府の一人の主腦者に強大な權力を與へ、之に政治の全權を委任し、其地位を責任あり且名譽ある者とせば多少從來の弊害を矯正し得べしと察せらる。

三、民衆政治の大なる缺點は智識及才能を無視し政治の支配を衆愚の手に握らしむる事にある。此點に於ても米國には極めて大なる弱點がある。何となれば米國の多數の勞働者は自治的政治を解しない無教育の移民であつて、投票に際し煽動に巧みな首領の指揮に盲従するからである。但し此政治の長所とする所は下層の勞働者が他の制度に比し多く保護せらるゝ事にあるのであつて、民衆政治の強い所も亦實に此處に在る。

四、州及地方の自治體に於て多數の吏員の任命を人民の選舉に依りて定め、且是等の被選吏員に對し餘りに獨立の權限を與へる事は米國の政治の最も大なる缺點であつて、其爲行政各部が餘りに

多く分立し、適當な聯絡及統一を缺き支離滅裂するのみならず、選舉に當りても人民は餘りに其候補者の人數の多いのに眩惑し、適當な候補者を選定する事は事實上不可能となつて居る。從て選舉人は運動者より候補者表を貰ひ受け其儘之に投票するものなれば、名は民衆の手に依る選舉なれども其實選舉運動者の選舉と少しも異なる所がない。故に多くの州に於ては近年に至り多數官吏選任制度即ちロング・バロット制度を廢し、少數重要官吏選任制度即ちショート・バロット制度を採用せんとする傾向となり、州に於ては州會議員、州裁判官、知事、副知事、市に於ては市會議員、市裁判官、市長、其他最も重要な極少數の吏員のみを選舉する事に止めんと運動をなし、是には有識中賛成者が尠からぬ模様であるが、最近は更に進んで行政部の選舉は之を長官一人に止め之に行政の全權を一任し、同時に州會及市會の權限を縮少すべしとの説を主張して居り、加州大學リード教授は米國に於て是に類似する制度を採用する市が既に約三百の多きに達すと云つて居る。

五、近來米國の多くの州及地方の自治體に於て行はれる人民の直接立法制度は州會及市會等に對する不信任の結果であるのは云ふ迄もない事なるが、煽動政治家が民衆政治の美名の下に此制度を惡用し、頻りに多くの愚昧な法律を制定しつゝある事は從來の立法部の無能に比し更に大なる脅

威であると思はれて居る。現に此制度を有する各州に於ては選舉の度毎に無數の法案が人民の投票に附せられる事は實に繁に堪えずとし、極めて重要な議案の外は之に對し眞面目に投票する者無く、其運命は多く首領の指揮に依りて蠢動する無智な労働者の手に依りて握らるゝのみならず、人民の投票に依りて制定せられた法律は之を改廢する場合には又人民の投票に依らねばならぬ事になつて居る爲、時代の進運に伴ひ之に適應する様法律を改廢する事が甚だ困難となつて居る。然かも米國が「人民の手に依る政治」を理想とする以上今更此制度を改更する事は極めて困難なるべしと認めらる。

六、米國は政黨政治の國である。然かも政黨は合衆國の政治を目標として成立するものなれば之をして地方の政治に關係せしむる事は政黨本來の性質に適はざるに依り、之を地方政治と分離する事は各地の識者に依り既に其必要を認められ、現に多くの郡市町は政黨の侵入を防ぐ爲適宜の規定を設くるも其成功は甚だ困難と見做されて居る。

七、民衆政治は國民の智識並に道德を基礎とし之に信賴する制度なれば、其前提として國民一般の教育の普及と政治に對する責任の自覺とを必要とし、同時に非常に卓越した識者の指導を必要とする。若し民衆政治は國民の單純な自治であるとなし、彼等の自由な行動に依りて理想の政治が

得らるべしと思はゞ夫れは大なる誤である。民衆政治は他の制度に比し人民に對して遙に多くの責任を要求し、人民をして其責任の大なる事を自覺せしめねばならぬのである。是れ民衆政治が他の制度に於てよりも人民に對し智徳の啓發並に識者の指導を必要とする所以である。

第七章 三權分立主義

三權分立主義は米國の政治の一特色と見做されて居る。併し是は見様に依りて眞實であるとも云ひ得べく、又眞實で無いとも云ひ得るのである。何となれば合衆國及各州憲法に於ても將又政治の實際に於ても、或場合には極めて嚴格に三權分立主義を固執するも、他の場合には之と反對に三權を聯合し、融和し、又は互に協力せしめて居るのみならず、時としては三權夫れ自身の區別を認めて居ないからである。蓋し三權分立とは立法、行政、司法の三權が各異りたる機關に分屬し、敢へて他を侵す事なく、又他より侵される事なく、互に獨立して各自の機能を發揮する事を云ふのであつて、憲法制定者等の見る所に依れば、總ての權力を同一の機關の手に委ねることは濫用の弊に陥り易きに依り、此危機を避ける爲之を最も安全な且有效な政治の組織であると考えたのである。併し彼等は之と同時に是等の權力を餘りに獨立せしむる事は却て諸權割據の弊を生じ、其爲各部の專横を招き、政治の圓滑を害する恐ありとなし、一の權力をして他の權力を牽制せしめ、同時に總ての權力をして互に相寄り相助け以て相互の均衡を得せしむる事が人民の自由及安全に對する最確實な保障であると考へた。是れ所謂 *checks and balances* 即ち牽制均衡の法であつて、三權分立の思

想とは全然異りたる思想に基くものなるも、之を包含融和する事に依りて圓滿な政治を求め様と云ふのが即ち彼等の理想である。是れ米國の政治組織に多くの矛盾が発見せらるる所以であつて或場合に極端な三權分立主義が行はれて居るかと思へば、又或他の場合に之と全然反對の非分立主義が行はれ、異種異様の思想が雜然相並んで恰も鶴式奇觀を呈して居る。今之を實際の規定に就て尋ぬるに、米國各州憲法中の代表的規定とも云ふべきマサチューセツツの憲法には「本共和國政府に於ては立法部は決して行政權及司法權又は其何れの權力をも行はざるべく、行政部は決して立法權及司法權又は其何れの權力をも行はざるべく、又司法部は決して立法權及行政權又は其何れの權力をも行はざるべし」と規定し、他の諸州の憲法にも之と大同小異の規定を設け、合衆國憲法は是程鮮明には規定せざるも矢張り「立法は議會の權限に屬し」(第一條第一款)、「行政は大統領の權限に屬し」(第二條第一款)、「司法は裁判所の權限に屬す」(第三條第一款)との旨を規定して居り、英國其他の立憲國に於て普通に行はれつゝある議院政治の制度の如きものは、合衆國に於ても、各州に於ても全然之を認めて居ないのである。例へば議院政治の代表國とも云ふべき英國に於ては内閣の首班たる總理大臣は議會に於ける多數黨の首領であつて、其内閣員は總理大臣の選任する其黨派の重なる議員である。云ひ換へれば彼等は議會に於ける有力な議員であると同時に内閣の大臣であつて、議

會と内閣とは事實上一體となり、内閣は恰も議會の分局の如き觀がある。従て若し内閣が議會に於て多數を失ふ場合には直に辭職して反對黨に内閣を譲り渡すか、又は之を解散して國民の信任を問ひ、其結果に依りて或は止り、或は退き、之に依り行政部と立法部との調和を維持して行くのであるが、米國に於ては全然之と組織を異にし、合衆國の行政首長たる大統領も、各大臣も、州の行政首長たる知事も、其他の高官も共に議員となる事を許されないのみならず、議會又は州會に出席して反對黨の議員に直面し、之と討論し、又其質問に應答する事を許されない。況や大統領又は知事には議會又は州會と衝突した場合に之を解散する權能がない。然かも其任期が一定して居り、其期間には立法部との關係如何に拘らず其地位に居据つて居なければならぬ事となつて居り、三權分立主義を最も徹底的に實行して居るのである。然らば合衆國及州の憲法は他の事項に就ても矢張り此原則を嚴正に採用して居るか云ふに決してそうではない。例へば合衆國憲法に依れば後に詳しく説明する通り大統領が條約を締結し又は重要な官吏を任命する場合には、議會の上院の助言及同意を得る事を必要とし(第二條第一款)、又議會が法律を制定する場合には大統領の同意を得る事を必要となすのみならず(第一條第七款)、右の如くにして制定せられた法律の効力を決定し又は之が施行の任に當れる行政部の處分の當否を定むることは裁判所の權限に屬せしめ、裁判所は其裁判に對

しては議會及大統領より何等掣肘せられないことには成り居るも、大審院の内部の組織並に下級裁判所の構成は全然法律の規定に一任せられるに依り(第三條第一款)、議會が司法權に干渉せんとするならば其立法權を利用し、大統領と氣脈を通じ、或は裁判所の組織を變更し、或は判事の數又は給料を増減することに依り、或程度迄其目的を達することが出来るのである。斯くして合衆國憲法には各所に非分立主義が発見せられるのみならず、各州の憲法にも多數の類似的規定があつて、州會、知事、裁判所の權限が互に入り亂れ相錯綜して居る有様は、合衆國の場合と大差がないのである。三權分立主義に關する合衆國及各州の憲法の規定は大體右の通りであるが、是等の規定は其運用の實際に於ても其局に當る者の態度並に勢力如何に依り多大な變化と錯雜な結果を見るのであつて、合衆國及州の憲法上合衆國議會と大統領、又は州會と知事の權限が判然區別せられて居るに拘らず、議會が大統領を壓迫し、州會が知事を壓迫する事もあれば、又大統領が議會を壓迫し、知事が州會を壓迫する事も屢々あるのである。例へば建國時代に於て議會が行政部に對して優勢を極め、又南北戰爭時代及最近米國參戰時代に於て大統領が事實上議會を支配した事の如きは其最も著しいものであつて、斯る實例は各州に於ても亦決して尠くないのである。加之合衆國及各州の憲法又は法律に依りて定められて居る三權の機關の權限は、必ずしも理論的に區別せられたものでなく、事

實上立法部、行政部又は司法部に屬すとせられたものを、夫々立法、行政又は司法事項と稱する迄の事であつて、其間に本質上の嚴格な區別がある譯のものではないのである。例へば鐵道、電話、電燈、水道等の如き公共機關の使用料規則の制定は本來立法事項と認むべきものであり、又雇主と被雇人との間の傷害補償金其他各種の勞働問題に關する爭議の裁決等は司法事項と認むべきものであるに拘らず、便宜上之を行政部の權限となし、又三權分立主義より云ふ時は法律制定は立法權に專屬すべきものであつて、之を他に委任する事は絶対に許されない筈のものなるに拘らず、近年の法制の傾向は法規の大綱は立法部に於て之を定め、其範圍内に於ける詳細な規則の制定は之を實行の局に當る可き他の機關に委任する事になつて居る。而して其最も顯著なものは各州に於て警察、産業、交通等の事務に關し、政黨の官職分捕策と關聯して行はれつゝある委員會制度であつて、是等の委員會は何れも純然たる行政機關ではあるが、極めて廣汎な規則制定の權を與へられ、其或ものは裁判の權をさへ認められて居る。但し其業務の種類は地方に依りて異なる事は勿論なるも、要するに銀行、保險、衛生、建築、勞働、水道、交通、電燈、電力、教育、娛樂其他の公益及公安に關する各種の事項の取締に關する事であつて、其の範圍は可なり廣汎である。最も是等に就ては、嘗て「行政部に對する立法權並に司法權の委任は憲法違反なり」との、反對論が無いではなかつたが、

政治の實際は到底理論のみでは通し難く、右の反對論も今や殆ど其姿を潜めて居る。現に米國法曹界の耆宿として有名なエリユー・ルード氏は、一九一六年米國辯護士協會の演舌に於て「行政機關の前には從來の立法權移讓禁止説も遂に兜を脱ぎ、其戰鬥を中止した」と云ふて居る。次で米國に於ける三權分立主義が其聲の大なる割合に其内容の甚だ空虚な事を知るに足るのである。今合衆國及各州の三權の組織の實際に付左に其概要を説明する。

第一節 合衆國政府の三權の組織

第一項 行政

行政は大統領の權限に屬し（第二條第一款）、大統領に故障ある場合には副大統領が之に代り、副大統領に故障ある時は一七九一年の法律にては上院副議長及下院議長が順次之を次ぐ事となり居たるも、一八八六年の法律により副大統領に故障ある時は國務長官、大藏長官、陸軍長官、檢事總長、遞信總監、海軍長官、內務長官が順次之を次ぐ事となつて居る。併し副大統領は平常は議會上院の議長となり行政には關係せざるに依り行政官と云ふよりも立法官と見做すべきものである。

甲 大統領及副大統領の選舉

大統領及副大統領は各州に於て特に選舉せられた選舉人の投票に依りて、選舉せられるのであつて、其任期を四箇年とし、當選後の三月四日に就任する事となつて居る。但し再選は幾回にても憲法上差支ない事にはなつて居るが大統領に就ては初代のワシントン及三代のゼファソンが三回目の候補に立つ事を辭した爲、爾來夫が習慣となり何人も之に従ふ事となつて居る。尤もグラント及ルーズヴェルトは三回目の候補者として打つて出たるも成功しなかつた。

大統領及副大統領として選舉せられる者は米國に於て出生した年齢三十五歳以上の公民であつて米國內に十四ヶ年以上居住した者に限る。

大統領の選舉は最初は副大統領と同時に連記投票し、其内最高點者を大統領とし次點者を副大統領とする事にして居たが、大統領と副大統領とは必ずしも同一の選擇標準に依り難いのみならず、此方法に依る時は大統領と副大統領とが反對の黨派に屬する事があり、又二人の候補者が同點となる事がある。尤も後の場合には下院に於て其内より更に選舉する事になつては居るが、此制度は政治の實際に臨み支障を生ずる事が尠くない。現に一七九七年の選舉にはゼファソン大統領の下に反對黨のアダムスが副大統領となり、又一八〇一年の選舉にはゼファソンとバートが黨内の避け難い事情から同點となり大に人民の豫期を裏切つた事がある。依て一八〇四年の憲法追加第十二條に依

りて其制度を改正し大統領と副大統領とを別々に選舉する事に改めた。次に各州の大統領及副大統領選舉人の數は其州の合衆國上院及下院議員の數を合せた者と同數であつて、之を選舉する方法に就ては合衆國憲法は單に合衆國議員及合衆國の官職を有する者は該選舉人となる事を得ざる旨を規定するのみにて、其他の一切の事項は州の自由に一任して居り、最初は多くの州は州會に於て之を選舉し少數の州のみ人民の投票によりて選舉したるも、一八一二年以後はサウス・ダコタの外は孰れも人民の投票に依る事となし、サウス・ダコタも一八六〇年より之と同様の制度を採用する事となつたが、コロラドは却て一八七六年に至り再び昔の制度に歸り州會にて選舉する事とした。又選舉の區域に關しては初は或は一州を一選舉區として連記投票し、或は一州を小選舉區に分け單記投票制を用る等各州の制度が一定せざりしも、一八二八年に至り四州の外は總て一州一選舉區制となり、現今にては各州孰れも同制度に依る事となつて居る。蓋し州の立場より云ふ時は各選舉人が同一の黨派に屬し同一步調を取る事が州としての勢力を増大にし州の利益となるとの見解に基くのである。

斯くの如く大統領及副大統領を特別の選舉人を通じて複選する事としたのは、憲法制定者の考にては若し當時多くの州會に於て知事を選擧した如く合衆國議會をして大統領を選擧せしむるものと

せば大統領は議會の勢力の下に従屬する事となり、立法權に對し行政權の獨立を維持する事が困難となるべく、又人民をして直接に選舉せしむるものとせば權力が衆愚の手に遷り到底選舉の目的を達し難きに依り、其最も安全な方法は人民の内より特に信用するに足る可き若干の人物を選定し之に大統領の選舉を委任するに若かずと認められた爲である。然るに其實際の結果は全然豫期に反し、名は複選舉なるも其實人民の直接選舉と異らない結果となつたのみならず、其運命は全然政黨に依りて左右せられる事となつて居る。即ち合衆國の人民の手に依る選舉とはなつて居ないのである。何となれば大統領及副大統領を選舉する爲には米國の二大政黨たる共和黨及民主黨に於て各右の選舉日の數ヶ月前全國大會を開き、各州より代表者を招集し其投票に依りて大統領及副大統領の候補者を定め、夫れより各黨は更に各州に於て州大會を開き全國大會の方針に基き大統領及副大統領の選舉人の候補者を定め、十一月の選舉に際し人民は或は共和黨或は民主黨の右の選舉人候補者を選舉し、當選した選舉人は翌年一月第二月曜日に各州に於て其黨派に依り公選せられた大統領及副大統領候補者に對して投票し、其結果を其他の合衆國地方裁判所合衆國上院及本人に報告し、同上院議長は二月第二水曜日に上下兩院の聯合會を招集し、右の報告に就て各候補者の得票を計算の上過半數の最高點者を當選者とするものなれば、其形式は複選舉なるも其實政黨の指定に依る人民の直接選舉

と違はないのである。即ち事實に於ては大統領の選舉は其前年の十一月選舉人の選舉の時定まるのであつて、翌年の一月に選舉人が投票するのは單に形式に過ぎないのである。而して各州に於て選舉人を選ぶのは連記投票に依るのであるから一州の過半數を占むる黨派が其州の選舉人の全部を占むる事となる。従て假令僅少の差にても大州に於て勝利を得る事が小州に於て大勝利を得るよりも非常に大切である。例へばニュー・ヨークは四十五人の選舉人がありペンシルヴァニアには夫が三十八人あるに依り、假令僅少の差にても是等の州に於て勝利を得る事が選舉の得票の上に非常な差異を生ずる事となるのであつて、國民全體の投票の上に於て多數を得た候補者が少數の投票を得た候補者に敗られる結果となる事がある。即ち大統領複選舉制度は立法者の豫期した好結果を得ないのみならず、人民の直接選舉にない所の缺點があると云ふ不都合な結果となつて居るのである。尤も大統領及副大統領の各候補者の得票が過半數に充たない時は下院は大統領候補者中の比較的多數の得票者三名の内より大統領を選舉し、上院は副大統領候補者中の比較的多數の得票者二名の内より副大統領を選舉し過半數を得た者を當選とし、若し下院が三月四日以前に大統領を選ばない時は副大統領を大統領とするのである。但し右の選舉には各州の投票を一票とし少くとも三分の二の州が其選舉に關係する事を必要とするのである。

乙 大統領の權限

大統領の權限は合衆國憲法及法律に依りて定められて居る。併し實際は大統領其人の人格見識力量威望其屬する政黨の勢力並に戰時又は平時等の如き其時の特種の事情に依り、或は廣義に或は狹義に解せられて居るのであつて、憲法又は法律の表面の文字のみに依り之を肯定する事は出来ないのである。現に或大統領は極めて消極的意見を有ち又或大統領は非常に積極的な意見を有つて居たのであつて、ブキャナン大統領は「南北紛擾の際南部諸州は合衆國より脱退する權利はない。併し若し彼等が脱退せんとする以上は大統領は強力を以て之を阻止する權限がない」と云ひ、又ルーズヴェルト大統領は「大統領の權限は假令憲法に明記せられずとも反對の規定がない以上は國民の幸福の爲に必要な事は如何なる事をも之を行ふ權利がある」と云ひ、大統領其人の見解如何に依り大に政治に對する態度を異にするのであつて、或は法規の末に拘泥し因循姑息の政治を以て満足するものもあれば、或は又法規の表面の文字に拘はらず苟も國民の利益となり人類の幸福となる事には、問題の種類を問ふ事なく、常に進んで積極的活動を爲す者もあり、千差萬別の感あるも、國民は多く偉人の手に依る後者の政治を謳歌するものの如く、タフト大統領の政治が極めて法律的事であつたのに對し、國民は寧ろ之に満足せず、ルーズヴェルト大統領の極めて非法律的なりしに拘らず其國利

民福的なりしに對し、國民は之を非常に歓迎したが如きは以て一般米國人の意嚮を察するに足るのである。

今大統領の權限を左に大別し其要領を説明する。

(一) 行政首長

大統領は行政の首長であつて憲法法律條約の施行に對して責任がある。此點は同じ共和國たる佛國の制度と異なる所であつて、佛國にては大統領は恰も君主國に於ける君主と同じく國務に對して責任がなく國務大臣が其責に任ずる事となつて居り、米國にては國務に對し責任を負ふ者は大統領一人であつて、國務大臣は單に大統領の輔佐役たるに止り夫以上には國務に對して責任がない。但し行政は最初國務、大藏及軍務の三部に分ち最近之を國務、大藏、陸軍、海軍、司法、遞信、内務、農務、商務及勞働の十部に分ち各部に一人の長官を置き、習慣上等の各長官を以て内閣を組織するも、之は單なる事實上の制度であつて、憲法上又は法律上認められた制度ではない。云ひ換へれば各長官は大統領の輔佐として其所管の事務を分擔するに止り、國法上何等獨立の權限を有する者にあらざるのみならず、假令形式的に内閣を組織し毎週定例の閣議に列するも、是は只大統領の諮問に應ずる爲集會する丈けの事であつて、何等國法上の權限に基くものではないのである。現に一九一九年中ウイ

ルソン大統領が重患の爲政務を見る事能はざりしに依り、各長官が臨機集會し種々な重要事件に付討論し且決議した處が、後に至りウイルソンの知る處となり大に其不都合を叱責せられたと云はれて居る。併し各大統領が果して右の如く克く其權力を嚴正に維持し得るや否は大統領其人の力量如何に依るのであつて之を一概に云ふ事は出來難い。然るに茲に一言すべきは各長官が其職務を執るに當り大統領は之に對して如何なる程度の監督權を有するやの問題である。右に就ては從來學者間に種々な意見があつて一定しない。嘗て合衆國大審院は此問題に對して大統領は各長官が法律上の職務を遂行するや否やに付之を監督する權限を有するも、之を遂行する方法に就ては指揮する權限がないとの判決を下した事あるも、同院が今も尙同一の見解を維持するや否やは明瞭でない。併し大統領は若し各長官が其意に滿たない場合には自由に之を罷免し得るに依り實際上大統領が各長官を統御するのは決して困難でない。而して議會も亦近年は大統領が廣き裁量の自由を有する事を承認し、法律では大綱のみを規定するに止め、之を施行するに必要な詳細の規定は之を行政上の命令として大統領及行政各部の長官又は州際委員の如き機關に一任する様になつて居り、事實上是等の規則の制定は總て大統領の自由の支配に屬する事となつて居る。併し右は云ふ迄もなく法律を施行する爲のものであつて、如何なる緊急の必要が有るとも大統領限りにて臨機法律に代はる可き規則を制定する事は絶対に出來ないのである。

(二)合衆國の官吏の任免

行政各部の長官次官大審院判事外交官領事領土知事其他の重要な合衆國官吏は、特に大統領の權限に專屬せしめられたものの外は總て大統領が合衆國上院の助言及同意を得て之を任命する事となつて居る。併し是等の諸官は一旦任命せられた後は其進退は彈劾の場合の外は全然大統領の信任如何に依りて定まるのであつて、議會は之に對し何等容喙する權利が無いのである。右に關する最近の判決例は大統領クーリツヂが合衆國上院の同意を経ず一郵便局長を免官した處、其効力に付試訴の結果合衆國大審院は一九二七年一月「大統領が其任命に係る官吏を轉任又は免職せしむるには上院の同意を要せず」との旨を判決した。尤も本件は憲法制定當時から議論のあつた問題なるのみならず、右の判決も全員一致でなく、三對六の多數決で決定したものである。但し任命の場合に於ける人選は通常大統領選舉の際の功勞者中より拔擢する事となつて居り、同上院は特別の理由ある場合の外は假令夫れが黨派を異にするとも習慣上之に反對しない事となつて居る。尤も各州に配置せられる諸官に就ては通常其州より選出せる同黨の合衆國上院議員の推薦に依り、又同議員が同黨の者にあらざる場合には其州の同黨の首領の希望に依りて之を選択し、又各地方に配置せられる諸官に

就ては其地方より選出せる同黨の合衆國下院議員又は同黨首領の希望に依りて選擇する事となつて居る。是れ大統領が地方の黨員を操縱する爲に必要とする習慣的制度であつて、大統領が官吏の任命權を自己の政治上の目的に利用するのは決して珍らしくはないのである。

(三) 議會の議事に對する權限

米國に於ては大統領及行政各部の長官が合衆國議會の議員となる事が出来ないと言ふ事は前に説明した通りなるが、其結果として行政の局に當る大統領は勿論各部の長官は全然議會の外に置かれ其議事に關係する權能がない。只大統領のみは隨時議會に教書を送り重要な政務に對して意見又は希望を述べ得るも、夫以上に大統領も各長官も自ら議會に出席して臨機政府の政策を説明し、反對黨の首領に直面して之と討論應酬し、自ら議場の駈引に當る事が出来ないのみならず、大統領の任期は四ヶ年なるに拘はらず合衆國議員の任期は上院は六ヶ年であつて其三分の二を二箇年毎に改選し下院は二箇年毎に其全員を改選するに依り、議院と行政部との關係が二ヶ年毎に變更すると云ふ不都合がある。然かも大統領は議會を解散する權能がないから議會の多數から反對を受けた場合には如何ともする事が出来ないのみならず、其任期の間は議會の向背如何に拘はらず其職に居居はつて居なければならぬのである。殊に不都合なのは大統領及議員の選舉は同時に行はれるのであつ

て其選舉運動の際には大統領候補者は其黨派の首領として選舉の目標となり、自ら陣頭に立つて黨派の政策を宣言するも、一旦選舉に成功し大統領の月桂冠を頂く場合には議場の外に在りて直接立法に參與する事が出来ないのであるから、大統領の宣言は結局無責任なものと成るのである。是れ三權分立主義を固執する爲に生ずる弊害であつて米國の政治の一大弱點とする所である。

併し右に對しては二つの除外例がある。其一は合衆國憲法は大統領に對して議會に重要な政務を報告し且立法上必要な注意を與ふる事を命じて居る事(第二條第三款)であつて、其二是議會委員會が實際上の必要に依り行政各部の長官又は重要な官吏を證人として喚問する事である。蓋し大統領は合衆國の代表者として又黨派の首領として政治上並に社會上非常な勢力を有するのであつて其一舉手一投足は以て全國の輿論の向背を左右する事が出来るのである。従て孰れの大統領も皆議會に教書を送る事を機會とし、重要な内地の政治經濟及社會問題並に國際事件に關する政府の政策を中外に宣言し以て自己の黨派並に自己の立場を明かにする事を努めて居り、米國議會の年中行事の一として一般國民は勿論世界各國より非常に重要視せられて居る。現に一八二三年モンロー大統領に依り米國の外交方針として發表せられたモンロー主義、及一九一七年ウイルソン大統領に依りて米國の戰時政策並に平和方針として發表せられた十四箇條の如きは、皆其當時の教書を利用し之を

中外に宣明したのであつて、大統領の教書が米國の政治上並に社會上如何に重大な意義を有するかを知る事が出来るのである。尤も大統領が教書を發表するのは毎年議會の劈頭に於て並に其他の必要と認められた時隨時之を爲すのであつて、ワシントン及アダムスは自ら議會に出席し朗讀したもののなるが、其後各大統領はゼファソンを始めとし孰も議會に出席せず、單に書面を送る丈けに止めし、ウイルソン大統領以來又々昔のワシントンの先例に倣ひ自ら議會に出て朗讀する事となつたのみならず、クーリッジ大統領は無線電信に依りて之を全國に放送して居る、併し右は大統領丈けの事であつて行政各部の長官は全然議會に出席する機會がないのである。是れ行政部に取極めて不便なるのみならず、議院に取りても法律執行の局に當るべき當局者の意見を聞く事が出来ないのであるから立法上非常な不便を免れない。依て議會は右の缺點を補ふ爲委員會に於て議案審査の際隨時證人として各長官並に其他必要な官吏の出席を求め、議會と行政部との聯絡を計る事を努めて居る。

(四) 法律案に對する同意及不同意權

大統領は法律に對して同意及不同意權を有つて居る。詳しく云へば總ての法律案が法律となるには夫れが先づ議會を通過した上更に大統領の署名を受けねばならぬ。若し大統領が之を署名しない場合には該案受領後十日(日曜日を除く)以内に署名しない理由を附して之を最初提案した議院に

返附せねばならぬものなるが、若し大統領が其手續を爲さない時は署名したと同一の効力を生ずる事となる。

但し議會が閉會した爲右の手續を取り得ない場合には該案は其儘消滅するのであつて之を大統領のポケット・ベターと云ふて居る。又議會は大統領が同意しない場合には三分の二の多數決を以て之を排除する事が出来る。此點は他の諸國の裁可又は不裁可と異なるのであつて、他の國に於ては不裁可の場合には法律案が其儘消滅し復活する機會を與へられざるも、米國に於ては不同意に對する議會の排除に依り議案が復活して法律となるのである。次に大統領の不同意は法律案の全體に對して爲すのであつて、其一部に對して同意し他の部分に對して不同意する事は出来ない。又不同意權を行使するには如何なる理由を要するやと云ふ事に就いては議論が區々に分れて居り、多くの大統領の間にも意見の相違が少くない。即ちゼファソンは議案が憲法違反と認められる場合に限ると云ひ、テイラーは夫れが憲法に違反するか又は輕卒及疎漏の跡が顯著である場合に限ると云ひ、グラントは議案が政府の財政方針國家の利益又は義務に違背し若くは選舉の際の聲明黨派の豫約又は教書の趣旨に反する時は之を以て不同意の理由とする事が出来ると云ひ、又クラーヴランドは憲法が大統領に此權限を與へて居るのは行政部に對して判斷の自由を認めたものであると云つて居り、孰も皆其

時の事情と自己の立場とに依り其主張を異にして居る。併し大統領は憲法上獨立の地位を有するものなれば、特に反對の規定なき限り行動の自由を有すと見るのが蓋し正當の解釋である。但し此問題に就ては他の諸國に於ては法律案は大抵行政部より提出し、然らざる場合にも行政部に於て法案に不同意な時は議場に於て之を否決せしめる事が出来得べく、又夫が萬一議會を通過する時は行政部が議會に讓歩するか、又引責辭職し反對黨に職を讓るか、或は又議會を解散するか依り不裁可權を行使する必要を生ぜないのである。然るに米國に於て行政部が議會に對して全然獨立するに依り議會が大統領の意思に反した法律案を通過する場合には大統領は之に對して同意を拒むより他に方法がない。是れ合衆國憲法が法律制定に關し三權分立主義を徹底的に行ふ能はずとした所以である。

(五)臨時議會の招集

大統領は緊急の必要ある時は臨時議會を招集する権利がある。但し通常議會は毎年十二月第一月曜に開會する事になつて居り、特に之を招集する事を要しないが、臨時議會は大統領の招集により始めて開かれる事となつて居る。フランスにては若干の議員から臨時議會の招集を要求する時は大統領は之を招集すべき事となり居るも、米國にては議員に此の如き權利を與へて居ない。然るに議會は新大統領就任の三月四日に閉會する事となつて居り、新大統領は各部長官の任命の爲議會の同意

を要するに依り普通は就任後成る可く早く臨時議會を招集する事となつて居る。

(六)議會の休會

大統領は議會に對し停會閉會又は解散を命ずる事が出来ない。但し議會の休會は上下兩院の決議に依りて之を定め、若し兩院が一致しない時は大統領は之に休會を命じ得る。

(七)特赦權

大統領は合衆國憲法に依り彈劾以外の合衆國に對する犯罪に對し刑の執行を猶豫し又は之を特赦する權限を與へられて居る(第二條第二款)。但し右の犯罪は合衆國憲法及法律に依りて規定せられたものであつて州の法律に依るものでなく、又其判決は合衆國裁判所軍事裁判所軍法會議に依りて與へられたものであつて州の裁判所で與へられたものでないのである。又大統領の此權限から彈劾に依る犯罪を除外したのは、元來彈劾は職務に適しない官吏を罷免するのが其目的であつて赦免すべき性質のものでないからである。又大統領が此權利を行使するには之に依りて第三者の權利を侵さない事を注意せねばならぬ。例へば他人の財産を横領した者に其財産を與へ又は其職に適當せざる爲に免職せしめられた者に復職せしむるが如き事は出来ないのである。犯罪者が大統領に刑の執行猶豫又は特赦を歎願するのは檢事總長を経由するとも或は直接に出願するとも孰れにても差支な

く、又大統領が之を取扱ふのは全く其自由の権内にありて何等他より制限を受けないのであるが、併し通常は之を檢事總長に移牒し、同官は更に之を該事件を取扱ふた裁判官並に檢事より報告並に意見を求め、其要領と共に意見書を添へて之を大統領に進達し、大統領は右書類及一切の關係書に就て研究した上、國務省を通じて其結果を發表する事になつて居る。

(八)其他の事項

右の外軍事外交其他に關しては第三章第一節に於て説明したるに依り略す。

第二項 立法

甲 議會の組織及會期

立法は議會の權限に屬し同議會は上院及下院から成り立つて居る(第一條第一款)。之は英國及米國植民地政府の先例並に之に倣ふた各州の制度を襲用したのであつて、合衆國憲法制定の際最も研究せられた問題の一つである。議員の數は上院は各州より土地の大小又は人口の多少等に拘はらず二名づゝ、下院は一州に付少くとも一人の割合にて十年毎に行はれる國勢調査の結果に依り其人口に比例し三萬人に對し一人より多からざる程度に於て之を選出する事となつて居る。蓋し此問題は第二章に於て説明し置きしが如く憲法會議の際大州と小州との利害が一致せざりし爲非常な議論を

生じ、大州は人口數に據る比例主義を主張し、小州は人口に關係なく平等主義を主張した爲一時會議の破裂を見んとするが如き危險に陥りたるも、妥協の結果上院には平等主義を用ひ下院には比例主義を用ひる事としたのであつて、現今にては米國の州の數は四十八州であるから上院議員の數は九十六人、下院議員の數は二二二、四〇七人に對し一人の割合にて總計四三五人、此外に票決權は與へられて居ないが單に發言權のみ與へられて居るポトリコ、アラスカ及フヒリッピンの三領土から各一名、布哇から二名、合計五名の代表者を加へ總數四四〇名となつて居る。従て各州は上院にては土地の大小又は人口の多少に拘はらず均等の勢力を認められるも、下院にては人口の多少に依りて代表者の數を異にして居り、最も多い州はニュー・ヨークの四十三人次はペンシルヴァニアの三十六人であつて、最も少い州は一州一人の割合になつて居る。

議長は上院は副大統領を以て之に任じ、下院は各議員の互選に依りて定めて居る。但し下院に就ては實際は多數黨の院内代議士會に於て定めらる。

議員の任期は上院は六年であつて二箇年毎に其三分の一を改選し、下院は二箇年であつて毎期全員を改選する。

議會の會期は奇數の年の三月四日より滿二ヶ年を一期として居る。是は下院議員の任期が右の三

月四日より滿二ヶ年であるが爲であつて、各偶數の年の十一月の第一月曜日の次の火曜日に選舉を行ひ、其翌年三月四日の就任の時迄舊議員に依りて尙一回議會が開かれ、其會期が終り始めて新議員の任期に入るのである。併し議會の始るのは毎年十二月第一月曜日であるから臨時議會が招集せられる場合の外は當選後十三ヶ月後にあらざれば議會に列する事が出来ない。而して其任期の滿了すると共に議會も亦其會期を終るのである。又議會は第一回の開會の時から番號を附し第何回議會と云ひ、各議會の初年の會期を第何回議會第一會期又は長期議會と云ひ、次回の會期を第何回議會第二會期又は短期議會と云ふて居る。但し其理由は第一會期は初の年の十二月第一月曜日より翌年七月頃まで繼續し其會期が長く、第二會期は二年目の十二月第一月曜日に始り翌年三月四日に閉會し會期が短いからである。同一議會即ち二年間に亘り議會の議事は繼續するのであつて、第一會期中議了しない議案は第二會期に持越されるものなるも、三月四日に最後の會期が終ると共に議事も亦夫れで終了する事となつて居る。兩院は合議の上でなければ議會の場所を變更し又は三日以上休會する事が出来ない。若し兩院が第一會期の閉會期に付一致しない時は大統領は之に閉會を命じ得る。但し大統領は前に説明した通り之を解散し又は停會する權能がない。

乙 議員の選舉

議員の被選資格に就ては合衆國憲法は下院議員は年齢二十五歳以上にして七箇年以上米國公民の籍を有し且選出せられる州に住所を有する事、上院議員は年齢三十歳以上にして九箇年以上米國公民籍を有し且つ選出せられる州に住所を有する事及合衆國政府の官職を有せざる事を要する旨を規定し(第一條第一款第二款第六款)、各州の憲法及法律にも大抵之と同様の事を規定して居る。但し議員の資格審査は所屬議院の權限に屬するのであつて、該議院の見込に依り議員の資格に缺くる所ありと認められた時は三分の二の多數決にて其議席を奪ふ事が出来る。尤も各議院が議員の資格を審査する場合には屢々夫れが政治的に取扱はれ、法規以外の條件に據りて左右せられる事が決して珍らしくない。例へば下院に於て一九〇〇年ユタ州選出議員ブリガム・エイチ・ロバートが多妻者なりとの理由に依り、又一九一八年ウイスクンシン選出議員ヴィクトル・ゼー・バーガーが戰時煽動取締法違反の理由に依り、當選無効の判決を與へられたが、當時少數議員は憲法の規定する條件以外の理由にて議員の議席を奪ふ事は憲法違反なりと主張したるも、議院は遂に之を容れなかつたのである。併し上院に於ては之と反對に一九〇七年中ユタ州選出議員リード・スミートが多妻者なりとの理由にて同人の議員の資格に付問題を生じた處、審査の結果議員は憲法の規定する制限外の條件に依り議席を奪はるゝ事なしと決定し同人の資格を認める事とした。

合衆國政府の官職を有する者に議員となる資格を與へないと云ふ事は行政部の勢力を議會から遠ざからしめ様と云ふ三權分立思想の結果であつて、政務官が必ず議員でなければならぬと云ふ英國及佛國の制度と異なる所である。尤も是等の諸國に於ても事務官は原則として議員となる事を禁ぜられて居る。然らば合衆國の官職とは果して如何なるものを云ふのであるか、右に關しては先年上院司法委員會に於て法律の結果に依り議員が大統領より委任を受け或事件を調査し並に報告する事は、夫れが立法行政及司法上の權限を伴ふものにあらざる限り之を合衆國の官職と見做さないと云ふ解釋を與へて居る。

議員の選舉の方法は合衆國憲法の規定に依れば上院議員は始めは各州の州會にて選舉する事として居たが、一九一三年同憲法修正第十七條に依り各州人民の直接選舉に依る事となし、下院議員は同憲法中に其方法を規定せず之を州の自由に一任し各州は最初は通常大選區制に依り人民の投票に依りて選舉する事となしたるも、一八四二年合衆國法律に依り全國一齊に小選舉區制に改め、各州毎に其州の法律を以て各地に選舉區を設定し一地方一人の割合にて選舉する事とした。但し選舉は實際の方法は各州孰も之を豫選と本選舉との二つに分ち、先づ豫選に於て黨派内の候補者を選定し本選舉に於ては各黨派に依りて選舉せられた候補者に就き最後の選舉をするのであつて、最初は候

補者の豫選は黨派毎に選舉區の同黨大會に於て行ひたるも、現今は多くは其制度を改め各黨派毎に人民の直接の選舉に依りて候補者を定めることとなつて居る。而して若し當選に疑義を生じた時は其審査並に決定は所屬議院に於てする事は前に説明した通りである。

丙 議員の地位

各議員の法律上の地位は上院議員も下院議員も共に合衆國の議員であつて州又は一地方の議員ではない。言ひ替へれば彼等の代表する利害は合衆國の利害であつて選舉せられた州又は地方の利害ではなく、州の一地方は只合衆國の議員を選舉する爲の一の區域に過ぎないのである。従て各議員は其屬する州の利益の爲に合衆國の利益を犠牲にする譯には行かない。況や同一州に屬する事を理由とし各議員が同一歩調を取らねばならぬと言ふ事は是又斷じてないのである。併し是は單なる法律上の理屈であつて、政治的には上院議員は議會に於て他の州と均等の關係に於て州の利害を代表し、下院議員も亦州の人口に比例して州の利害を代表するのみならず、州は議員の選舉地帯として其政治的生命を左右するものなれば、多くの場合に於て自己の利益保護の必要上合衆國の利益の爲よりも寧ろ自己の州の利害の爲に行動する事となつて居る。殊に下院議員は小選舉區制に依りて選出せられるものなれば多くは地方的代表者の性質を帯びる事を免れない。

議員は歳費を受け旅費を給せられ、謀反治安妨害破廉恥罪に依る外は議院に出席中及其往復の途中に於て拘引せられ法廷の呼出を受け陪審員を命ぜられる事がない。併し治安妨害は極めて廣義に解せられるに依り、實際に於て議員は刑事に關しては何等特權を認められないのである。

議員は議院に於て討論の自由を有し、之に對し議院外に於て責任を問はれる事がない。蓋し議員の特權は、元英國議會に於て皇帝に對する議員の言論の自由を保證した英國の習慣に基くものなるも、フォード教授は之を以て選舉民に對する議員の無責任を保證するものであると云つて居る。米國の如き國體の國に於てはさもある可き事である。

議案の提出は議員に專屬し行政部には其權限がない。然かも議員が議案を提出するには賛成者を要せず議案の數に就ても制限がなく非常に自由な爲每期提出案が莫大な數に上り、或は個人或は地方の利益を目的とするもの等實に千差萬別の感あるのみならず、假令一國の利害に關する重要な議案であつても提出者の多くが政治の實際に通ぜぬ爲、其内容が甚だ杜撰なると同時に立法の技術に於ても亦極めて不完全なのを免れない。尤も行政部と雖も味方の議員を通じ該議員の名に於て議案を提出し得る事は云ふ迄もない。

丁 議會の權限

憲法に依りて定められた議會の權限は左の通り

- 一、租稅手数料海關稅消費稅を賦課徵集し、又は國防及公共の利益のために必要の設備をなし、公債を募集し之を償却する事。
- 二、對外及各州間並に印度人との商業に關する取締規定歸化破產貨幣度量衡郵便制度を設くる事
- 三、學術及有益なる技藝の進歩を計る爲め著作者及發明家に對し一定の期間其著作及發明を專用する特權を與ふる事。
- 四、大審院の組織を定め其下に下級裁判所を設置する事。
- 五、公債證書並に貨幣質造及變造、公海に於ける重罪行爲、海賊並に國際法違反の行爲に對する懲罰規定を設くる事。
- 六、外國に對し戰を宣言し、敵船捕獲及報復免狀を下附し、海陸に於ける捕獲規定を設くる事。
- 七、陸海軍を設くる事。但し民兵の訓練士官の任命權は州に留保す。
- 八、反逆に對し處罰の宣告を爲す事。
- 九、其他以上の事項及憲法の規定を遂行するに必要な法律を制定する事。

憲法により議會の權限外として定められたる事項は大要左の通り

一、輸出税を設け一州の港と他州の港との間に商業上差別的規定を設け、又は各州の通商を制限する規定を設く可からず。

二、貴族の稱號を設く可からず、又官吏は議會の承認を得るに非ざれば外國政府帝王又は皇族より何等の贈與報酬稱號を受くる事を得ず。

三、人民の參政權並に其安全及自由に對する保證を侵す事を得ず。

四、酒類は飲料の爲に製造販賣輸送輸入又は輸出する事を得ず。

以上の各項に對しては前に關係の場所に於て充分説明し置きたるに依り茲には重ねて説明せず。

又議會は原則上個人に對し命令する事は出来ないが立法上必要な時は證人として之を議會に招喚し審問する事を許されて居る。議會が委員會に於て議案審議中屢々行政部の官吏を招喚し、行政部と立法部との聯絡を保つ事に注意して居るのは即ち此權利に基くのである。

右の外下院は歳入に關する議案並に合衆國官吏に對する彈劾案を提出する專權を與へられ、又上院は大統領の條約締結並に合衆國官吏任命に對し助言及同意を與へ、且合衆國官吏に對し彈劾の裁判を爲す專權を與へられて居る。併し下院の右の歳入案提出權に關しては、上院は下院の提出案を自由に修正し得べきに依り實際上何等不便を感じない。又議會が合衆國官吏を彈劾するには本人に

反逆收賄其他の重大な犯罪又は非行が有る事を理由とせねばならぬのであつて、有罪の判決は三分の二の多數決に依り、其處罰は免官並に將來官職に就く能力を剝奪する事に限られて居る。但し大統領を彈劾する場合には其裁判長は合衆國大審院長を以て充つる事に成つて居る。上院と下院とは右の少數の例外を除き原則としては國法上同等である。併し上院議員は多くは米國又は州に於ける政治上並に社會上の先輩であつて、嘗て下院議員或は知事或は其他の政治上又は實業上重要な經歷を有する錚々たる人物である。例へば近年にてはオハイオ州のハンナ、ニュー・ヨーク州のブラット、ペンシルヴァニア州のクエイ、ペンローズ、ロード・アイランド州のアルドリッチ、マサチューセツツ州のロヂの如きは孰れも米國に於ける一流の人物であつて、嘗に上院議員としてのみならず米國並に其郷里の州に於て其牛耳を握つて居り、多くの國策は殆ど是等の人物に依り左右せられて居るのであつて上院の勢力は到底下院の及ぶ所でない。

第三項 司法

甲 裁判所の組織

合衆國憲法は「合衆國の司法は合衆國大審院及議會に依りて隨時設立せられる下級裁判所の權限に屬し、裁判官は職務上の威嚴を損するが如き事なき限り其地位を奪はるる事なく、又其職務に對

して報酬を與へられ其報酬は在職中減額せらるゝ事なし」(第三條第一款)との旨を規定して居る。言ひ換へれば合衆國の司法は裁判所の權限に屬し、裁判所は憲法上議會及大統領と相並んで獨立の地位及權限を與へられ、又裁判官は憲法に依り獨立の地位を保證せられ、彈劾せられざる限り其意に反して免官せられない。併し大審院の内部の組織及下級裁判所の構成は總て法律の規定に一任せられ、大審院の判事の數、下級裁判所の種類及數、設立の場所及判事の多少等は總て議會に於て自由で決定し得る事となつて居る。從て司法は合衆國憲法上獨立の地位を認められ他より干渉を受けない事にはなり居るも、若し議會が之に干渉せんとする時は、其立法權を利用し或は裁判所の組織を變更し、或は裁判官の數を増減する事に依り或程度迄其目的を達する事が出来るのである。例へば或場合に議會が或事件に付大審院の判決を恐れ之を大審院の控訴管轄權から除外し大審院も亦之を承認した事がある。次に下級裁判所の存廢に關しては從來夫れが屢々議會に依りて實行せられて居り、最近には嘗て共和主義の議會に依りて設定せられた商業裁判所が一九一三年に民主黨の議會に依りて廢止せられ、又一九一一年に辯護士會の建議に基き共和黨及民主黨の共力にて合衆國裁判所の全組織を變更し巡廻裁判所を廢止した事などは其最も著しいものである。

現行法律の規定に依れば大審院 The Supreme Court は之を首府に置き、判事は院長を併せて九

名とし、裁判は其合議に依る事となつて居る。又大審院の下に在る下級裁判所は巡廻控訴院 The Circuit Court of Appeals 及地方裁判所 The District Court より成る。巡廻控訴院は全國を九區に分ち、各區に一院、各院に同判事三名乃至五名、大審院判事一名(是は殆ど名義だけなり)及地方裁判所判事若干名を以て之に充て、地方裁判所は全國を八十八區に分ち、各區に一裁判所、各裁判所に判事一名乃至六名並に合衆國地方檢察執行官及書記其他の吏員を置いてある。但し以前には巡廻控訴院と地方裁判所との間に巡廻裁判所を設けたるも、一九一一年之を廢止した。又右の外議會は必要に應じ特種裁判所例へば關稅裁判所 The Court of Customs Appeals 要償裁判所 The Court of Claims 並にコロンビア州及布哇其他の屬領地裁判所等を設けて居る。

乙 裁判官の任免

判事の任命に就ては合衆國憲法は單に大審院判事及反對の規定なき限り法律に依り設定せらるゝ他の合衆國官吏は大統領が議會の助言及同意を得て之を任命し、下級の官吏は獨り大統領のみならず行政各部の長官其他の政府の機關に於て法律の規定に依り適宜任命し得る事になつて居る。從て大審院判事以外の判事に就ては若し之を下級官吏と見做すならば大統領限りにて任命し得るも、今日迄の習慣は之を下級官吏と見做さず大統領に於て之を指名し上院の助言及同意を得て任命する事

となつて居る。但し裁判官となるには如何なる資格を要するやと云ふことに就ては法律上の規定はなきも、從來の習慣に依れば單に法律上の智識及經驗ある者に付任意詮考するに過ぎざるも其結果は選舉制度に依る州の裁判官に比し遙に優等の成績を示して居る。尤も大審院判事に就ては其卓越した地位に鑑み其人選には特に注意し、夫れが優秀な法律家であると同時に優秀な政治家であることを標準として居る様である。

斯くして合衆國裁判官の任命は其形式如何に拘らず主として大統領の權内に在るのであつて、夫れが政治上の目的に利用せられる事は免れ難きも、從來の裁判の結果に依れば各裁判官の態度は極少數の例外を除き割合に公平なりと見做されて居る。

丙 裁判所の權限

裁判所の權限に付ては第四章第一節司法の部に於て詳説せるに依り略す。

第二節 各州政府の三權の組織

州の政府は中央政府と地方政府とに依りて組織せられ、中央政府は州の首府に在りて州の全般の政治を司り、地方政府は州内の各地方に在りて其地の政治を行ふと共に州の中央政府の機關として

州の政治を司る。尤も中央政府は必要に應じて地方に裁判所若くは其他の自己の機關を設け、又は適宜に吏員を派出し又は駐在せしむるが如き事が無いではないが、原則としては地方に於ける中央政府の政治は其地の地方政府を通じて行はれる事と成つて居り、此點に於て州の政治は合衆國の政治が總て自己の機關に依りて行はれるのと大に其趣を異にして居る。今便宜上茲に州の中央政府の三權の組織に就て説明し、地方政府の組織に就ては第八章に於て別に説明する事とする。

第一項 行政

甲 行政部の組織

州の行政は知事及他の若干の州吏の權限に分屬し、是等諸官は孰も憲法及法律の規定に依り獨立して其職務を執る事に成つて居り、其間に法律上の統一がなく又聯絡がない。是れ合衆國の行政が大統領一人の權限に屬するのと大に性質を異にする所であつて、知事は其形に於て州の行政首長なるが如き觀あるも、其實内外に對して名義上州を代表するに止り、其行政事務に就ては他の諸官と共に其一部を分掌するに過ぎないのである。併し法律上の制度は右の通りなるも、知事は通常州に於ける政黨の首領であつて其黨を代表するものなれば、行政各部の諸官が知事と同一の黨派に屬する時は、行政部は克く知事の統御に服するのみならず、州會と雖も其多數が知事と黨派を同じふす

る場合には是又知事の節制に従ふ事と成つて居る。況や知事は普通州内に於て政治の中心と目せられ、廣く世人の仰望する所なれば、其人格並に他の個人的勢力如何に依り州の政治を左右する事が出来るのである。現に各州に於ける一般の傾向は近年政治の單純化を高唱すると共に知事の権力を増加し、知事をして名實共に州の政治の中心たらしめんとの説を唱ふるものが少くないのであつて、既にオハイオ、イリノイ、ネブラスカ、ミシガン、カリフォルニア其他多くの州に於ては被選官の數を減じ、重要な諸官の任命権を知事の権限に移したるも、若干の諸官は今尙獨立の権限を認められるのみならず、知事に依りて任命せられる是等の諸官の任期が知事の夫れよりも長きに依り、其任命権が屢々有名無實と成り政治學者の理想を實現する迄には前途尙遼遠の感がある。

乙 行政部の権限

行政部の権限は大體に於て左の三種に區別せらる。

- (一) 純行政事務即ち憲法又は法律の規定に従ひ一定又は臨機の處分を爲す事。
- (二) 準立法事務即ち憲法又は法律を施行する爲め其規定の範圍内に於て適宜の規則を制定する事、蓋し嚴正な三權分立主義より言ふ時は右は其性質上立法事務に屬するも、由來政治は多く變通の處分を要するのみならず、近年文化及産業の進歩と共に社會の組織が非常に複雑となりたるに依

り國家の法制も亦之に順應すべきものなるに拘はらず、立法部は概して實務に通ぜず且變通の能力乏しきに依り、州會に於ては單に政治の大綱を規定するに止め、詳細な事は之を政治の局に當る行政官の措置に一任するに若かずとし、日常の人事に最も關係ある事項、例へば衛生交通其他の警察事項又は鐵道電燈水道の料金に關する規則等は成るべく法律を以て規定せず、之を行政部の命令に委任する事となつて居る。

- (三) 準司法事務、例へば課税の標準となるべき財産の評価、又は近年社會政策の一として各州に行はれる勞働者傷害保險法に依る保險金額の決定の如き事は、普通裁判の形式に依り關係者の申立を聞き、之に裁決を與へるのであつて其性質上司法事務に屬すべきものなるも、多くの州に於ては之を行政部の権限に移して居る。尤も右の場合若し行政官の處分に不服な時は通常裁判所に訴へ得る事になつて居る。

丙 知事以外の諸官吏の任命及權限

知事以外の獨立の權限ある諸官は州に依りて異なるも、通常副知事、州務長官、督學官、檢事總長、財務官、財務監査官の六官であつて其内

- (一) 副知事は三十五州に於て設けられ、他の州には其制度がない。任命は總て人民の選舉に依り、

且選舉の際は知事の相棒として最重要視せられて居る。但し其職務は知事に故障ある時は之に代はるも平常はマサチューセッツの外は上院議長と成るのであつて、行政官と言ふよりも立法官と見做さるべきものである。

(二)州務長官は各州に於て設けられ、五州は知事が上院の同意を得て任命し三州は州會に於て選舉し、他は人民の選舉に依る。但し其職務は州に依りて異なるも、通常は選舉事務文書保管及一切の庶務を司り、多くの州に於ては諸會社の設立監督及其他の重要な權限を與へられて居る。

(三)督學官は各州に於て設けられ、三十四州は人民が選舉し、他の六州即ちメイン、マサチューセツツ、ニュー・ジャージー、オハイオ、ペンシルヴァニア、テネシーは知事が任命し、八州即ちカネチカウト、デラウエア、ミネソタ、ニュー・ハンプシャー、メリーランド、ニュー・ヨーク、ロード・アイランド、ヴァーモントは學務委員會が任命する事に成つて居る。蓋し督學官は州の普通教育を統一し之を監督する事を目的とするのであつて、教育上極めて廣汎な權限を與へられ、其職務は普通の行政事務よりも寧ろ教育に關する専門的智識を要する者なれば、識者は同官の任命は之を人民の投票に依り一定の選舉區内に求むるよりも、知事又は學務委員會をして廣く全國より適任者を求め之を任命せしむるに若かずと主張し、既に之を實行して居る州も少くはない。

(四)檢事總長は各州に於て設けられ、其内三州は知事に依り一州は州會に依り又一州は大審院に依りて任命せらるるも、他の四十三州は人民に依りて選舉せらるる事と成つて居り、其職務は主として州の法規の解釋並に其勵行を司り、知事其他の行政官に對し法律顧問となり又地方自治體に對し州法の施行を監視する。

(五)財務官は各州に設けられ、五州に於ては州會に依りて選舉せらるるも、他の四十三州にては人民が之を選舉する事と成つて居る。其職務は州の財政の局に當り財務監査官の嚴重な監督を受く。

(六)財務監査官は三州を除き他の各州に於て設けられ、其内オレゴン及ウイスクンシンにては州務長官が之を兼任して居る。其任命は三州は州會に依りて選舉せらるるも、他の各州にては人民に依りて選舉せられて居る。

丁 知事の任免及權限

知事は建國の初に於ては各州孰れも州會に於て選舉し、又其輔佐機關として參事會を置きたるも、民主思想の發達すると共に漸次之を改め、マサチューセッツの外は參事會を廢し、又知事は總て人民の選舉に依る事とした。

知事の職務は州に依りて異なるも、多くの州の憲法には大體左の通り定めて居る。

(一) ノース・カロライナ以外の各州に於て知事は法律案に對し拒否 veto の權を與へられて居る。併し知事が同意しない場合には州會は通常全員又は出席員の三分の二の多數決に依り、又デラウェア、メーリーランド、ネブラスカは五分の三、九州は過半數の決議に依りて之を排除する事が出来る。但し右の不同意は之をヴィートーと呼び議案全體に對して爲すものなるも、約四分の三の州は金錢出納に關する議案に對しては其一部のみに對しヴィートーする事を許されて居る。カリフォルニア州にては知事が議案に對して同意せざる時は議案受領後十日以内に不同意の理由を附し最初提出した議院に之を返附すべく、若し知事が其手續を爲さざる時は同意したと同一の效力を生じ、又州會が該期限内に閉會した場合には知事は閉會後三十日以内に同意する事を得るも、知事が其手續を爲さざる時は該案は其儘消滅する事と成つて居り、他の各州にも之と大同小異の規定がある。又多くの州には知事が州會閉會後三十日以内に右の手續を爲さざる時は該案は其儘法律の效力を生ずる事と成つて居り、マサチューセッツにては知事が法律に同意せざる時は修正の要求を附し之を最初提案した議院に返附し、若し州會が再議の上之を知事に廻附する時は知事は之に對し再び修正の要求を爲す事が出来ない事と成つて居る。

(二) 知事は州會に對し重要な政務を報告し、立法上の注意を與へ、又緊急の必要がある時に臨時州會を招集する。但し州會は憲法の規定に依り一定の時間に開會し上下兩院の合議に依りて閉會するも、若し兩院が閉會の期日に付一致する事能はざる時は知事は之に閉會を命ずる事が出来る事と成つて居る。

(三) 知事は州會に對して議案提出の權限がない。併し實際上知事に必要がある場合には腹心の議員をして之を提出せしむる事が出来るのは言ふ迄もない。尤もメーリーランドにては一九一六年の憲法改正に依り知事に豫算提出の權を與へ、該豫算に關しては州會に對し金額變更の權限を認むるも其科目を變更する事を禁じ、同時に右に關する州會の決議に對しヴィートーの權を認めない事とした。又マサチューセッツに於ても一九一八年の憲法改正に依り知事に豫算提出權を與へ同時に州會に對し之を無制限に變更する權を與へ、知事に對しても亦最後の同意不同意權を與ふる事となし、他の若干の州に於ても是と類似の制度を設けて居る。

(四) 知事は犯罪人を特赦する權限を有つて居る。但し或州にては知事は單に赦免委員會の一員に過ぎない事もある。

(五) 知事は州の民兵の司令長官となる。

(六) 重用な官吏の任命は建國の初は主として州會の權限に屬したるも、其後は殆ど之を人民の投票

に依ることとなし、最近は前記の特種の官吏の外は漸次之を知事の任命權に譲る事となしつつある。例へばカリフォルニアにては知事に銀行監督官、鐵道委員、印刷局長、勞働委員、建築委員、會社委員等の重要官吏を任命する權限を與へ、僅少の州に於ては之に上級の判事の任命權をも與へて居る。

(七)知事の任期は二十三州は二ケ年、二十四州は四ケ年、一州は三ケ年と成つて居る。併し任期の短きは政治の實際に適さざるに依り、近年革新論者は任期を六年又は八年位とし再選を禁ずるに若かずとの説を主張して居る。但し各州は州會に對し知事及他の諸官を彈劾する權限を與へ、一州は人民の投票に依り之を罷免する制度を設けて居る。

第二項 立法

甲 州會の組織

(一)各州の立法は州會の權限に屬し州會は上院及下院から成立つて居る。蓋し二院制度はペンシルヴァニアが一七七六年より一七九〇年迄、ジョージアが一七七七年より一七八九年迄、ヴァージニアが一七七七年より一八三六年迄一院制度を採用した外は、建國の當初より各州に於て一般に行はれて居り、夫が恰も米國の固有の制度なるかの如き觀がある。併し此制度は元々階級制度の盛な

歐洲に於て發達したものであつて、之と大に事情の異なる米國に於ては其意義なきのみならず、建國の當初に於ては強いて歐洲の習慣に倣ひ上院議員と下院議員との間に選舉及被選舉資格を區別した事あるも、民主政治の發達すると共に全然斯る區別及制限を撤去したるに依り兩院は殆ど同性質のものとなり、徒に政治の組織を複雑ならしめた外には殆ど存在の意義を爲さざるのみならず、之れ有るが爲却て立法部の責任の所在を曖昧ならしめた如き嫌がある。従て近年政治の單純化を主張すると共に立法部の一院制を主張する者が少からず、現にオレゴンにては一九二二年に、オクラハマにては一九一四年に、アリゾナにては一九一六年に右の趣旨の憲法改正案を人民の投票に附したるも否決せられ、又カンサス州知事は一九一三年の教書に於て知事を議長とする一院制を主張したるも未だ輿論の贊同を得るに至らざるが、州會の組織を單純化すべしとの説は近時州會の不信用な事實と相合し早晚米國政界の一重要問題となるならん。尤も各州の大都市の多くは既に一院制を採用し其結果は二院制に比し遙かに好良なりと認められて居る。

(二)州會はマサチューセツツ、ジョージヤ、ニュー・ジャージー、ニュー・ヨーク、ロード・アイランド、サウス・カロライナの六州は毎年、アラバマは四ケ年に一回、其他は總て二ケ年毎に一回開會し、會期は二十州は六十日、十二州は無期限なるも、其他は短きは四十日長きは五ヶ月と成つ

て居る。但しカリフォルニア及ウエスト・ヴァージニアにては開期の中間に於て一時休會する制度を設けて居り、カリフォルニア州にては其第一期を三十日以内とし、夫より三十日以上休會の後第二期を開會し、兩院の合議に依りて閉會の日を定め、議案は第一期中に於てのみ提出すべきものとなし、第二期中は議員の四分の三以上の賛成ある時は一人には二案に限り提出する事が許されて居る。蓋し其精神は議案提出後一ヶ月間人民に研究の機會を與へんとするのである。

(三)臨時州會はニュー・ハンプシャーに於ては州會自身に適當と認める時機に於て開會する事を得るも、其他の諸州に於ては知事の招集に依りてのみ開會する事と成つて居る。但しヴァージニアにては議員の三分の二、ウエスト・ヴァージニアにては五分の三の請求に依り、マサチューセツツ、ニュー・ハンプシャー、ノース・カロライナにては參事會の助言を得て知事が之を招集する事と成つて居る。又臨時州會は通常一定の目的に對してのみ開會せられ、他の目的に關し討議する事を得ざるも、之には多少の例外がある。例へばアーカンソーにては開會の目的を終つた時は他の事項に就き討議する事を許されて居り、又ニュー・ヨーク及テキサスにては臨時州會に於て知事を彈劾する事は差支なしとの解釋を取つて居る。

(四)議員の數は各州の規定が區々に成つて居り、或は憲法に依りて其數を定むるものもあれば、

又兩院若くは一院に對して其最大數又は最大數と最小數を指定し、立法部をして其範圍内に於て適宜に其數を定めしむるもあり、又憲法の規定に依らず全然立法部の自由に任すのもあるのであるが、現に各州に於て行はれる所に依れば、上院議員はミネソタの六十七人よりデラウェアの十七人迄、又下院議員はアリゾナ及デラウェアの三十五人よりニュー・ハンプシャーの四百十八人迄種々の制度に分れて居る。併し政治の理想としては成るべく數の少き事を可とするも、各地共自己の利害を州會に於て代表せしめん事を望むと共に政治運動者自身も亦當選の安全ならん事を欲するに依り、議員の數は一般に増加される傾向となつて居る。

次に議員の割當に就ては二つの異つた主義がある。即ち其一は地方の行政區域を標準とし、其二は各地の人口を標準とするものなるが、當初各州は主として地理的標準に依りて議員の數を定めたるも、近年は之に人口の標準を調節し、國勢調査の結果に依り一定の時期毎に之を改更する事と成りつつある。但しデラウェアにては議員數の割當は憲法改正の手續を要する事となし、又或他の諸州にては或定期の改正を爲すも、必ずしも人口のみの標準に據らざる事と成つて居る。而して議員の選舉區は通常上院議員に對するものと下院議員に對するものとの二つに區別せられ、例へばカリフォルニアに於ては下院議員は上院議員の二倍とし各上院議員の選舉區を二分し其一つより一人の下

院議員を選出する事となし、イリノイに於ては下院議員は上院議員の三倍とし各上院議員の選挙區より三名の下院議員を選挙する事となすも、オハイオにては一郡に一人以上、ワイオミングに於ては一郡に一人の割合にて州を大選挙區として上院及下院議員を選挙する事と成つて居る。

次に議員の任期は上院議員は三十一州は四箇年、十六州は二箇年、一州は三箇年、下院議員は四十三州は二箇年、三州は四箇年、二州は一箇年となつて居る。

(五)議員の多くは低級な職業的政治屋であつて、智識に於ても道德に於ても極めて劣等なのみならず、多くは政務上の實務に通じない。然かも彼等は選挙人に對する自家宣傳の必要上競ふて議案を提出し其數の多きを誇るが如き風がある。例へばカリフォルニアに於て約六十日の會期間に提出せられる議案の數は常に二千を下らず、多き時は數千に上る事さへ決して珍らしくないのである。是れ是等議案が非常に疎漏且杜撰な所以であつて州會の信用が何れの州に於ても年々低下しつゝあるのも亦此故である。従て近年其救済策として或は行政部と立法部との聯絡を策し、或は常任委員制度の設置を主張する者が尠くないのであるが、メーリーランド、マサチューセツツ、ネブラスカは曩に憲法を改正し豫算の編成は之を知事の權限に屬せしめ、又ウエスト・ヴァージニアは知事を議長とする委員會を組織し、之に豫算編成の權限を與へ、又或他の州に於ても之と大同小異の制度を設

け之に依りて行政部と立法部とを連絡せしめて居る。又其他の立法事務に關しても、既に多くの州に於て常任委員制度を設け、或は州會内に或は州會外に、議案編成事務局を置き専門的に議案起草の任に當らしめて居り、其結果立法の形式に於て多少改良せざるにはあらざるも、其内容に關しては未だ著しい進歩の跡を認めない。

乙 州會の權限

州會の主たる權限に就ては第四章第二節に於て其大要を、又其内特に重要な事は他の各章中關係の場所に於て一々説明し置きたるも、之を其性質に依りて分別すれば左の三種となる。

(一)州會の歳計を定むる事、但し各州の州會は前に説明した通り多くは二年毎に開會するに依り二箇年を以て會計年度と定めて居る。

(二)州の中央政府及地方自治體の組織及權限に關し規定する事。

(三)治安、人事、産業、司法、其他州内に於ける一切の政務に關し規定する事。

建國の初に於て州會の制定する法律の内には特定の地方自治體又は個人に關するものが尠からざりしも、地方の自治體の發達と共に地方の事は其地の自治に任し、又法律の平等主義を徹底する爲特定の人に關する事は次第に之を行政部の取扱に委ね、州會は單に一般的法則のみを制定する事と

なつて居る。例へばカリフォルニアに於ては州憲法及州法律の範圍内に於て各地方に對して自治を許し、其組織及權限は州の一般法又は州會に依りて認められた特許狀に依りて定められる事になつて居る、但し右の特許狀は地方の自治體に依りて制定せられ州會の認可に依りて成立するのである。又本章屢々説明した通り三權分立主義より言ふ時は、立法部が行政部又は司法部に對して立法の委任を爲す事は許されざる筈なるも、近年の一般の傾向は漸次此主義から遠ざかり、州會は只大綱のみを規定し、詳細は該法施行の局に當る政府の他の部分に委任する事になりつゝある。殊に此傾向は最も複雑な且つ臨機の處分を要する件に於て最も著しい。但し此場合に於て州會は三權の他の部分に於て制定した規則が満足ならずと認められた場合には自由に法律を以て之を改廢し得る事は言ふ迄もない事である。

丙 上院及下院の權限

上院及下院は原則としては同等の權限を有するも左の點に於て異つて居る。

(一) 法律案が法律となるには州會の決議と知事の同意とを必要とし、知事が同意せざる場合には州議會の三分の二又は他の一定の多數決にて之を排除し得る事は本節第一項行政の部に於て述べたる通りである。

(二) 近來少數の州に於て豫算の編成權を知事又は知事を委員の一人とする委員會に與へて居る事は前に説明した通りなるが、他の州に於ては金錢の出納に關する議案の提出は通常下院の權限に屬するものと定め、又オレゴン以外の各州に於ては州會に對し知事及他の諸官吏を彈劾する權を與へて居る。此場合には其發議權は下院に、裁判權は上院に屬するも、ネブラスカにては發議は上下兩院の合議に依り、裁判は大審院に依りて行はれ、ニュー・ヨークにては控訴院の判事が上院の裁判に参加する事と成つて居る。

(三) 近年マサチューセツツ、ニュー・ハンプシャー、カリフォルニア其他の若干の州に於ては知事に重要な諸官吏の任命權を與へ、其或ものは之に對し上院の同意を要する事と定めて居る。

丁 人民の直接立法

各州の立法部の組織は大體右の通りなるが、近年多くの州がイニシエチブ及レフェレンダム制度を設け、法律の制定を普通の州會の立法手續に依らず人民の投票に依りて決する事が一種の流行となり、其制度を採用する州が既に約半數の多きに達して居る事は前章第二節に於て説明した通りなるが、合衆國には未だ此制度が行はれない。是れ合衆國と州との立法の異なる所である。

第三項 司法

甲 裁判所の組織及權限

司法は裁判所の權限に屬し裁判所の構成は州憲法及法律に依りて組織せられる大審院、控訴院、並に郡又は地方裁判所、及州の法律又は地方の自治法に依りて組織せられる下級裁判所から成立つて居る。

(一)最下級の裁判所を治安裁判所 *The Justices of Peace* と言ひ、市町又は郡内に設けられ、通常五十弗時としては百弗以下の民事又は輕少な罰金若くは數日以内の拘留に相當する輕罪事件を管轄し、又大都市に於ては屢々之を警察裁判所 *The Police Court* と市裁判所 *The Municipal Court* とに分ち、前者は刑事後者は民事を管轄せしむる事に成つて居る。但し此種の裁判所は多くは陪審裁判を爲さざるも、或地方に於ては被告の請求に依り之を許す場合もある。蓋し治安裁判所は元米國が人口の稀薄な交通の不便であつた幼稚な時代に日常の細事に付紛騷を生ずる場合に之を最迅速に且つ最常識的に裁判する爲に設けられた制度であつて、總てが至極簡單に成つて居り、告訴も審理も判決も總て文書に依らず記録を取らず、萬事口頭で済ませるのであつて、往々人權蹂躪の弊に陥る欠點はあるも、極めて便利且つ實際の必要に適して居る。併し時代の進歩に適せざる點も尠からざるに依り多くの大都市にては警察裁判所及市裁判所を以て之に代へつつあるとのことである。

(二)次に上級裁判所は之を郡裁判所 *The County Court* と言ひ、治安裁判所の上告事件又は治安裁判所に許されざる一切の民事及刑事を管轄し、事件の種類及金額に制限がない。併し或州に於ては之を地方裁判所 *The District Court* 又は普通裁判所 *The Court of Common Pleas* と言ひ、又上等裁判所 *The Superior Court* 又は巡回裁判所 *The Circuit Court* を置き數郡を管轄せしめて居る場合もある。但し掛り判事は孰も一人であつて原則としては陪審裁判に依るものなるも、民事に關しては當事者の希望に依り之を省略し得ることに成つて居る。但し本裁判所に於ては不動産登記歸化及遺産處分に關する非訴事件を取扱ふも、或大都市にては遺産處分並に小兒裁判の爲特設裁判所を設けて居る。本裁判所には一人の檢事と若干の副檢事が之に附屬し其管轄内に於ける一切の刑事を調査し、犯罪の懸疑ある者を發見した時は之を大陪審官又は所屬法廷に告發求刑することに成つて居る。但し檢事は法律の解釋に就ては通常州の檢事總長の監督及指揮を受くべきものである。

(三)控訴院は之を *The Court of Appeals* 又は *The Court of Errors* と言ひ、下級裁判所の判決に對する控訴事件並に特に定められた事件を管轄するも、或州例へばニュー・ヨーク、ケンタッキー、メリーランドの如きは之を以て最終裁判所とし、又或他の州に於ては或種類及金額の事件に限り之を最終の裁判所とし大審院への控訴を許さない。但し本院の裁判は通常判事三名の合議に依る。

(四)大審院は Supreme Court と言ひ州の最高の裁判所であつて、裁判は通常判事五名の合議に依る。但し州法の解釋に就ては本院の裁判を最終とするも、合衆國の憲法又は法律及條約に關する場合は其判決に對し合衆國大審院に上訴し得ることは前に述べた通りである。

乙 裁判官の任免

裁判官の任命の方法に就ては植民時代にはロード・アイランドとカネチカットとは州會にて選舉し、其他は知事が任命したるも、獨立後は五州は參事會の同意に依り知事が任命し、七州は州會にて選舉し、一州は人民の投票に依る事に改め、今日にては(一)三十八州は總て人民の投票に依り(但しフロリダ州は地方裁判所の判事だけは知事が任命す)(二)四州ロード・アイランド、ヴァージニア、サウス・カロライナ、ヴァージニアは州會の選舉に依り、一州は知事の指名と州會の同意とにより(三)六州デラウェア、ニュー・ジャージー、メイン、ミシシッピ、マサチューセツツ、ニュー・ハンプシャーは最高法院の判事は知事の指名と上院又は參事會の同意とに依りて任命し、他の判事は知事の任命に依る事と成つて居る。但し右の制度の良否に關しては議論尠からざるも、概して州會の選舉は最も弊害多しと見做されて居り、又人民の投票に依る事も元々判事の職務は極めて専門的なもので、一般人民には何人が果して其最適當者なるや容易に判斷し難きのみならず、大都市に

ては選舉の際一時に數十人の判事を選舉するに依り、之に對し人民が一々適當な候補者を選定するは殆ど不可能の事である。従て識者の多くは其任命を人民の選舉に任かすよりも一定の條件の下に之を知事の選任に委任するに若かずとの説を爲しつつあるも、民衆政治の謳歌せられる今日に於て之を實行する事は極めて困難と見做されて居る。

又判事の任期は州に依りて非常に異なり、最高法院の判事はマサチューセツツ、ロード・アイランド、ニュー・ハンプシャーは終身、ペンシルヴァニアは二十一年、メーリーランドは十五年、ニューヨークは十四年、カリフォルニア、ルイジアナ、ウエスト・ヴァージニア、デラウェア、ヴァージニアは十二年、ミソリー、ウイスクンシン、サウス・カロライナは十年、カネチカットは八年、メイン、ニュー・ジャージーは七年になつて居り、其他も長短の差はあるも、バーモントの二年を除き他は大體に於て相當長期となつて居る。併し下級判事の任期は概して短く、一般の選舉期には大抵改選せられて居る。但し判事の選舉に就ては一般に政黨の勢力の侵入する事を非なりとし非政黨的選舉制度を定むる州が少くない。現にミネソタ、アイオア、ウイスクンシン、其他の若干の州に於ては判事の選舉に黨派的指名を許さざる規定を設け、又或州は之をして成る可く政黨の關係を薄からしむる爲一般の選舉と分離し、他の時期に於て選舉を行ふ事と爲す等特に注意しつつあるも、之を人

民の選舉と爲す限り其弊害は到底免れ難しと認めらる。

判事は一般に彈劾に依り又は州會の決議に依り免職せらる。但し此場合には多くは三分の二の多數決に依る事となつて居る。併し近年はオレゴン、カリフォルニア、アリゾナにては人民の投票に依り官吏を免職する制度を設け判事も亦其内に含められて居る。右は民衆政治を理想とする現代の米國に於ては一應似合はしい制度の如くなるも、最も獨立を尊ぶべき裁判官に對する制度としては米國に於ても可なり反對者が尠くない。

丙 裁判所の優越權

州法が合衆國の憲法條約及法律に牴觸する時は該州法を無効とする事は前に説明した通りなるが若し夫が其州の憲法に牴觸する時州の裁判所は之を理由として該法律の無効なる事を宣告し得べきや否や、各州の憲法には裁判官に對し斯る權限を與ふる丈けの明白な規定がない。併し事實上各裁判官は常に州の憲法に違反する州の法律に對して無効の判決を與へて居り、或論者は是を以て權力の冒用であると迄言つて居る。併し多くの法曹家の意見に依れば憲法は國家の根本法であつて、普通の法律に對し優勝の地位にあるものなれば國家の法規を執行する場合に法律が優勝な憲法と一致しない事を發見した場合には當然憲法を適用せねばならぬ。従て假令憲法に明記せられずとも、若し

州の法律が憲法に牴觸する時は法廷は當然之を無効と判決せねばならぬと言つて居る。蓋し至當の言と言ふ可きである。是れ州に於ける三權分立主義に伴ふ特殊なる一制度である。且つ裁判官は常に州會に對してのみならず行政部の行動が憲法又は法律に違反すと認めた場合に於ても、之に對しインジャンクション即ち職務の執行停止又はマンデマス即ち職務の執行を命ずる權限を與へられて居る。是又行政部に對する三權分立主義の例外と言ふ可きである。

第八章 地方政治

州の政治は中央政府及地方政府に依りて行はれ、地方政府は地方に在りて其地の政治を行ふと同時に州の中央政府の機關として州の政治を行ふものなるが、現に米國に於て行はれて居る地方政府は左の五種類となつて居る。

(一)郡 County (1)市 City (2)町 Town or Township

(四)村 Village (五)特種の目的の地方區

惟ふに米國に於ける地方政治は當初植民時代に於てニュー・イングランド諸州に發達した町Townと、ヴァージニア、カロライナ等の南部諸州に起つた郡Countyと、及其中間のニューヨーク、ペンシルヴァニア等の諸州に發達した町郡混合制度とに其起源を發したのであつて、最初ニュー・イングランド地方に移住した者は多く都會の生活に馴れたピュリタン信者の家族等で其政治思想は寧ろ共和的傾向の者なりしが、彼等は郡居の習慣と、悍猛な印度人の襲撃に對する防禦の必要とに依り、多く海岸又は河邊の形勝の地に於て小部落を造り、共済自治の獨立社會を創設し、之をタウンと稱し同地方に於ける自治體の基礎を作るに至りたるが、南部地方に於ては大に之と事情を異にし、

移住者の多くは都會の生活に馴れざる烏合の獨身者であつて彼等は群居を欲せざりしのみならず、印度人より襲撃せられる恐もなかりしに依り、孰も廣漠たる地方に散在し、大地主と成りて奴隸を輸入し封建制度の領主の如きものとなり、地方的自治の思想なかりしに依り、後に郡を建設するに當りても其主たる目的は州の政治區域として之を採用した迄の事であつて、其地域はニュー・イングランド地方の町に比して遙に大なりしのみならず、自治の範圍は主として地方的小事件に止り、其他の事は大抵州に依り直轄せらるゝ事となしたるも、中間の諸州に於ては右の二地方より多大な影響を受けたると、及農園の間に於て商工業の發達するに連れ漸次人口の増加せるとに依り、自然に中間的制度が發達する事となつたのである。是れ米國に於ける地方政治の起源の大要であつて、其後米國各地に發達した地方自治體は孰も其地の事情に應じ適宜之に模範を採つたのである。然るに米國には此制度の外に或特種の事業のみを目的とした種々の地方的自治體が設けられて居る。例へば學校區、衛生區、疏水區又は灌漑區等の如きは即ち夫れであつて、郡町村又は市の上に更に是等の幾多の地方區が積み重ねられ、或は三重の塔の如く或は四重の塔の如く時としては五重又は六重の塔の如く、此組織を以て最も有名なシカゴの如きは三十八重の高さに達すとさへ云はれて居り之に關係する被選吏員が無慮四百十七人の多きに上ると稱せらる。

是等の地方政府の組織は原則としては州の憲法及法律に依りて定めらる。尤も初は多く特別法の規定を許し各地に於て地方政府編成の際は其都度特に法律を制定する事となしたるも、特別法の制定は往々政治の腐敗を招き弊害尠からざるに依り、多くの州に於ては特定の人又は地方に對する法律の制定を禁止したるを以て、地方政府を編成するには必ず一般法の規定に依らざるべからざる事と成りたるも、事情の異なる地方に對し同一の法規を適用する事は政治の實際に適せざるに依り、之に對しても亦種々な非難を生じ、或州にては人口數に依りて市を若干の階級に分ち、各階級に對し其階級だけに通用する法律を制定し、或州は一般法の内に若干種の地方制度を並記し置き各地の人民をして任意に其一を選択せしむる事となし、又カリフォルニア、ワシントン、イリノイにては憲法上租税は人民に依りて組織せられた地方政府にあらざれば之を徴收し得ざる事となし、州會をして人民の同意なしに地方政府を組織する事を得ざらしめ、イリノイの如きはシカゴが他の都市と事情を異にする事實に鑑み、憲法中州會はシカゴが同意する場合には同市の爲に特別法を制定し得べしとの規定を設けたるが、民主々義の發達すると共にホーム・ルール即ち地方政府の自治主義を主張する者の勢力が漸次強盛となり、ミシガンは人口十萬以上の市に對し憲法及法律の範圍内に於て自ら自治法を制定する事を許し、カリフォルニアは六平方哩以内に人口三千五百人以上を有する

市に對し州會の認可を受くる事を條件として自治法を制定する權を認め、オハイオ、コロラド、オレゴン、ワシントン、ミネソタ、オクラハマ、アリゾナ、テキサス、ネブラスカ、フロリダ、メリーランド、ニューヨーク、アイオワ、ルイジア、サウス・カロライナ、ミシシッピ、カネチカット等の諸州も亦之と類似の制度を採用し、郡に對しても、カリフォルニア、メリーランド、ミシガン等は是と大同小異の自治權を認めて居る。

併し地方の自治權の範圍を如何にすべきやに就ては大に研究すべき必要がある。蓋し社會の幼稚な時代には地方の事件は多くは其地限りの利害に關し、他の地方に對しては差したる關係がなかつたのである。従て地方の事は其地方をして適宜に處理せしむるを適當としたるも、交通の自由な社會其他人事の複雑にして且つ關係の密接な今日にては、甲の地の出來事が直に乙の地に影響し、乙の地の影響が忽ち丙の地に波及するのであつて、單に一の地方の出來事なりとて他の地方に於て之を無關心に看過する事は出來ないのである。是れ地方の産業、教育、衛生、道路等の問題に關し州の或程度の統一的取締を必要とし、地方の絶對の自治は到底認め難しとする所以である。勿論今日と雖も幾多の地方限りの問題はある、是等に對して一々他より干渉する必要はない、殊に人口の稠密な都市に於ては其他に特有な雑多の問題があつて、是等は徒に他より干渉するよりも寧ろ或範圍

内に於て其地の人民の共同心に依頼し其自治に任せしむを適當とする。是れ地方政治に對する時代精神と云ふを得べく、吾人も亦敢へて是等の地方の自治權を無視せんとするものにはあらざるも、人民の大局の利害に鑑み、地方政治に對する州の或程度の取締の必要なる事は之れ否み難しとするのである。只問題とする所は何が地方限りの事件であり又州の一般事件であるかであるが、之を定めるには種々の困難が伴はれて居る。例へば教育、衛生、娛樂、道路、救民等が或場合に地方限りの事件と認められる事もあれば、州の事件と認められる事もあり、又夫れが地方の事件であると同時に州の事件である事もあれば、其或部分が地方の事件であり或他の部分が州の事件である事もあるのであつて、時に依り又地方の状態に依り種々に變化するのみならず、假令夫が明に區別せられる場合に於ても之を地方の事件として取扱ふのを利益とする事もあれば、又州の事件として取扱ふのを可とする事もあるのであつて、單に事件の種類又は性質のみにては區別し難く、個々の場合に付一々其内容並に周圍の事情を審査したる上適宜之を判別するより外はないのである。

第一節 郡

郡は各州に於ける地方政治の最大單位であつて、ルイジアナにては之をバリツシュと云ひ、他の

各州にては之をカウンチーと云ふて居る。但し全國に於ける郡の總數は約三千あつて、之を各州に就て云ふ時は、少きはデラウエアの三郡より多きはテキサスの二百五十三郡に及び、又其面積及人口に就て之を云ふも、ロード・アイランドのプリストル郡は僅に二十四平方哩に過ぎざるも、カリフォルニアのサンバーナーチノ郡は二萬平方哩に及び、テキサスのコ克蘭郡は人口一百人に満たざるも、ニュー・ヨーク郡は三百萬人に近く、又産業其他に就ても各郡の間に大なる事情の相違があつて、其組織權限が州に依り又地方に依り大に異なるのは之を想像するに難からぬのである。但し郡は州の人口が稀薄な幼稚の時代に州の中央政府の機關として設けられ、主として司法課税選舉及民兵に關する事務を取扱ふたのであつて地方の自治の爲に設けられたのではない。尤も地方の發達すると共に多くの州は之を以て一の自治體となし、之をして州の中央政府の機關たると共に地方の政治の局に當らしめ、道路教育救民衛生土木等の事務を司らしめざるにはあらざるも、何れかと云へば郡は今尙多く州の中央政府の機關としての色彩を有するのであつて、ニュー・イングラント諸州に於ては初に町が出來、總ての地方の政治が町に依りて行はれて居た關係上後に郡が組織せられるに至りても、郡は只裁判區として司法事務を取扱ふ外何等重要な位置を認められない。又南部山中部及太平洋沿岸諸州に於ては郡は地方の單位として可なり重要な地位を認められ、ニュー・ヨ

イタよりネブラスカ迄の中央部及中央北部諸州に於ては郡は右の二つの地方の中間の位置を占めつゝあるも、是等の諸州に於ても多くは郡を小分して町となし或政務を取扱はしむると共に、更に人口稠密な地方には市を組織し、以て地方政治の任に當らしめて居り、郡としては地方の自治體としてよりも寧ろ州の中央政府の機關として其舊觀を維持して居る。孰にしても其組織は他の地方政府に比し極めて簡單であつて、其中樞機關として郡會を設け之に立法及行政の權限を與へ其執行員として若干の吏員を置いて居る。但し是等の吏員は多く獨立の權限を與へらると共に郡會より或程度の指揮及監督を受くる事となつて居る。是れ郡の政治が州及市の政治と大に異なる所である。

第一項 郡 會

郡會は州に依りて Board of Supervisors, County Board, Board of Commissioners 等の種々な名稱を用ひ、ルイジアナにては Police Jury と云つて居る。但し其組織は種々あるも大別すれば左の四種となる。

(一)郡内に於ける各町並に市内各選舉區より各一人の議員を選出するもの、此制度は元ニュー・ヨークに於ける制度を模倣したものであつて、現今ニュー・ヨーク、ニュー・ジャージー、イリノイ、ミシガン、ウイスコンシンの諸州に行はれるものなるが、議員の數多きに過ぎ此種の合議體として不

適當と見做されて居る。尤も此制度の行はれる地方に於ては郡會の外に學校區衛生區又は灌漑區等の如き種々な獨立の組織を設け其缺點を補ふて居る。

(二)郡を一選舉區とし又は之を若干の小選舉區に分ち通常三人乃至五人時としては七人の議員を選出するもの、此制度は現に二十七州に行はれ、政治學者に依りて唱へられ理想に最も近きものと見做されて居る。

(三)治安裁判所判事を議員とし郡裁判所判事を議長とするもの、此制度はケンタツキー、テネッシー、アーカンソーに於て行はるゝが、ケンタツキーは近頃選舉法を改め議員の數を減じたるも他の二州は議員の數徒に多く成績甚だ不良と見做されて居る。

(四)ロード・アイランド及ジョージアは郡會を設けず、前者はセリツフ即ち保安吏及郡書記を置き州會に於て之を選擧し、後者は遺産管財裁判所判事をして郡の政務を司らしめ之れを Ordinary と云つて居る。又カネチカットは議員を人民の手に依りて選舉せず州會に於て選舉するに依り、郡は地方政府と云ふよりも州の中央政府の分館と見做すを至當とする。尙郡の組織及權限は原則としては州の憲法及法律に依りて定めらるゝも、ホーム・ルールの行はれる地方に於ては憲法及法律に依りて其大綱を定め、詳細の事は郡會の決議又は人民の投票に依り之を定めしむる事となつて居る。

例へばミシガンに於ては郡會に對し州法並に町又は他の地方政府の權限と牴觸せざる範圍内に於て郡内の事件に關し規則制定の權限を與へ、同時に郡會の制定する規則に對しては知事にヴィーットの權を與へて居る。

第二項 吏員

郡には郡會の外に若干の吏員がある。但し其種類は州に依りて異なるも、其最も普通なものにはセリフ即ち保安吏、書記、検屍官、治安判事、檢事等であつて、是等は孰も英國の古き習慣を模倣したものなるが、是等の吏員は或は州會或は郡會に依りて任命せらるゝ事あるも通常人民に依りて選舉せられる事となつて居る。右の内保安吏は通常郡の治安を維持し、郡裁判所の命令を送達並に執行し郡の監獄を司り、時としては郡檢事の職に當るものなるが、職務上緊急の必要ある時は郡内の成年男子を徵集し、其命令に服従せしむる權限を與へられて居る。書記は郡會の事務並に其他雜務に服し、検屍官は屍體を臨檢し陪審員を招集し其面前に於て検屍を行ひ證人を喚問す。又治安判事は州の最下級の裁判を司り通常五十圓時としては百圓以下の民事及輕少な罰金又は數日の拘留に該當する刑事を管理す。

右の外多くの州には會計官、監査官、徵稅官、財産評定官、記録官、選舉官、學務官等が任命せられて居り、其任期は二箇年乃至六箇年なるがミシシッピ以西諸州にては通常二箇年と成つて居る。蓋し郡政府の最も缺點とする所は郡の政治が多數の獨立した吏員の手任せに委ねられ之を統一するに必要な首長の無い事である。右に對しニュー・ジャーシーにては一人の監督官を選舉し之に可なり之の權限を與へ、又コロラドにては市郡を合併し自ら自治法を制定する事を許し、ジョージヤは郡會の代りにオージナリーの職を置き之に郡政府の實權を與へ、アーカンソーは郡判事をして事實上郡政府の首長たらしめ、ミシガンは從來の郡制を廢し支配人制度を設けんとする等可なり改革の機運が盛であるが、政治學者中には郡が州の中央政府の機關として州の政治に對し可なり重大な關係を有する事實に鑑み或程度の州の監督を必要とし、其代りに州法に依る選擇制度又は州の或程度の監督の範圍内に於てホーム・ルールの制度を採用するを可とすとの説を主張して居る。

第二節 市

各州共近年人口の増加と共に都市の急速な増加並に發達を見るに至りたるが、一九二〇年の國勢調査は二千五百人以上の人口を有する地方團體を都市となし、米國の人口の五割一分は斯る都市に生活する者なりとされて居るが、多くの州の法律は一千人以上の人口を有する地方にあらざれば市

を組織する事を得ずと定めて居る。今各州に行はれる市の組織を大別して左の三種とする。

- 第一 市長及市會制度
 - 第二 委員會制度
 - 第三 委員會及支配人制度
- 第一項 市長及市會制度

市長及市會制度は市長を行政の中心となし、市會を立法部とする事を其特徴とするのであつて、大體に於て州の中央政府の組織と酷似して居る。

甲 市長

市長は嘗て市會によりて任命せられた事あるも、現今は總て人民の投票に依りて選舉せられ、任期は一箇年より四箇年迄種々あつて、ニュー・イングランド諸州の小市は一箇年、ボストン、シカゴ、ニュー・ヨークは四箇年、バルチモア、カンサス・シテイ、ミルウォーキー、サン・フランシスコは二箇年となつて居る。市長の權限は大體に於て州知事のそれに類似し、通常市會に對し議案を提出する權能なきも、之に重要な政務を報告し且つ立法上の注意を與ふべき職務と權限とを與へられ、又ヴィーロー並に吏員任命の權を與へられて居る。但し任命權は當初は多く之を市會の權限となし

たるも、十九世紀の前半に於て民主主義の流行と共に重要な吏員は大抵人民の選舉に依る事となし、其結果任命の實權が政治運動家の手に移り非常な弊害を生じたるに依り、近年に至り市政の單純化を高唱すると共に多くの市にては重要な吏員の任命權を市長に與へて居る。例へばカリフォルニアの一般法にては收稅吏財産評價官執行吏は人民の選舉に依り、市檢事市書記財務官及市會の設置する其他の吏員は市長が市會の同意を得て任命し、又ボストンにては市長が重要な吏員を任命し州の文官任用委員會の承認を求むべき事になつて居る。

市長の財政上の權限は市に依りて同じからざるも、多くの市にては豫算に關し可なり大きな權限を與へられ、例へばボストンにては市長は豫算編成權を有し、ニュー・ヨークにては豫算編成委員十六人中の一人として三票の投票權を與へられ、バルチモアにても市長は豫算編成委員の一人となつて居る。

乙 市會

市の立法權は市會に屬し、市會は殖民時代以來、英國の習慣に倣ひ二院制度を採用したるも、同制度は英國の如き階級制度のない米國に適しないのみならず、夫が却て議事澁滞とか、議員の責任回避とか、或は兩院の權力争とかの原因となり、其弊害尠からざるに依り、近年一院制を以て從來

の二院制に改むるもの多く、現今にては各州の大都市は大抵一院制に改められ、只僅にアトランタ、カンサス・シチー、ルイスヴィール、及ニュー・イングランド諸州中小都市其他の若干の二流以下の或市に於て従來の制度を維持して居る位である。

市會議員の選舉は最初は小選舉區制に依りたるも、同制度は人材を得る所以の道にあらざるに依り、近來革新論者は多く大選舉區制を主張して居り、ボストン、サン・フランシスコ、其他の多くの大都市は既に従來の制度を改めて大選舉區制となし、且つ議員の數を七人乃至十二人位となし、其組織を極めて簡單ならしめて居る。尤もニュー・ヨーク、シカゴ、フィラデルフィア、デトロイトの如き大都市は今尙従來の小選舉區制を維持して居る。

市會の權限は云ふ迄もなく合衆國及州の憲法及法律に依りて制限せられ、更に又市の條件に依りて制限せらる。但し其權限に疑ある時は多く廣義に解釋せられて居る。

普通市會の權限として認められる主なるものは大體左の通り

甲、警察權 即ち治安、風紀、衛生、消防、建築、交通、娛樂等に關する取締

乙、財政權 即ち歳計、課税、市債募集等に關する事、但し或州にては市は市債募集に關し州の憲法又は法律に依り其目的及金額を制限せられ、又は教育費、市債償還、或は利子支拂の爲一定の金

額を豫算すべき事を命ぜられ、豫算に關しても或市にては市長又は豫算委員の提出する豫算案に對し修正權を制限せられて居る。例へばニュー・ヨークにては豫算編成は市長其他に依りて組織せる豫算委員會、又ボストンにては市長の權限に屬し、市會は之に對し科目及金額を削減する事を得るも之を増加する事を禁ぜられて居り、又課税に關しては市會は州の法律によりて定められた科目に就いてのみ許されて居る。

丙、特許權 即ち水道、鐵道、其他の公設物に關する營業權並に之に對する道路使用等に關する特許は嘗て市會の權限に屬し、今も尙多くの市殊に第二流の市に於て其制度を維持しつゝあるも、或場合に於て之を人民の直接投票に依り、又は特別の委員會の決議に依るべきものと定めて居る。丁、市會は豫算に對し決議權を有し、吏員の任命に對し同意權を有し、又他にも行政權に對しかなり壓力を有するに依り、市會と市長及行政部の他の部分との關係が圓滿ならざる時は市政は非常に滞滯する事を免れなく。

第二項 委員會制度

委員會制度は三名乃至五名の委員を選舉し、其内の一人を委員長として代表の地位に置き他の委員を行政各部の部長とし、更に各委員を以て委員會を組織し之に立法及行政權を與へて居る。此制

度は一九〇〇年にガルベストーンが大洪水に依りて破壊せられ、翌年復興の爲の非常手段として從來の市政を廢し、委員五名を挙げ其内の一人を市長とし、市政を分ちて、警察消防、衛生公有財産、水道下水、及理財の四部に分ち四名の委員を以て夫々各部の長となし、右五名を以て委員會を組織し、市長を議長とし定期集會し、政務に就き協議決定する事となしたる處非常に一般の好評を博し、爾來バファロー、ニューワーク、ニュー・オルリーンス、ポートランド、セント・ポール等四百以上の市が之に倣ふ事と成つたのである。尤もデンヴァー、ナツシュヴィール、ローウエル等は一旦此制度を採用したるも再び市長及市會の舊制に復歸した。蓋し此制度の長所とする處は市政の權力が少數者の手に集中し、市民の側に於て其監督が容易な點にあるのであるが、其缺點とする處は各委員が職務に對して何等専門的素養を有せざる點に於て舊制度と異ならざるのみならず、各委員が獨立の權限を有する爲、其自然の結果として各部が互に對立し、豫算に對し分取主義が行はれ、政務の統一を保つ事が困難な事である。尤も此制度には普通リコール即ち人民の投票に依る罷免制度が伴はれ之に依り多少人民の監督が行はれる事と成つて居る。

第三項 委員會及支配人制度

委員會及支配人制度は委員會制度の弊を改むる爲種々研究の結果、一九一三年に始めてオハイオ

州デイトンに於て採用された。今日此制度を用ゆる市は全國に於て約二百以上に上ると稱せらる。

此制度は若干の委員を選擧し該委員に依りて組織せられた委員會に於て一人の支配人を任命し、市政の大綱に就ては該委員會に於て審議決定し、市の行政事務は總て之を該支配人の權限とするのであつて、委員會制度と異なる所は同制度は立法と行政とを同一機關の權限となし専門家の行政首長を置かずして、之を合議體の責任となすも、委員會及支配人制度は立法と行政との責任者を分ち、立法は委員會、行政は支配人の責任となし、形に於て從來の市長及市會制度に復歸した趣がある。蓋し此制度の特長とする所は支配人の選拔を從來の市長制度の如く市内に限らず廣く全國に於て求め得る事となし、且其進退は一に本人の執務の成績如何に依る事とするのであつて、之が爲市の行政首長が一の専門的職業となり、市長制度に於てよりも遙かに人材を求め易く、從來の政黨の弊を打破し且之に依りて行政各部の割據主義を免れ市政の統一を保つに便利となつて居る。尤も此制度にも亦多少の缺點がないではない。例へば此制度に於て市の行政官は普通一の技術的専門家であつて、大なる政治的政策を以て人民を率ゆる者でなく、又人民の前に出て反對者と闘ふべき地位にあらず、若し委員に反對すれば忽ち免職せらるゝも之を人民に訴ゆる組織と成つて居ないのである。

第三節 町

町はタウン又はタウンシップと云ひ米國に於て最も古い幼稚な時代の地方政府の遺物であつて、其組織の最も顯著なのはニュー・イングランド諸州である。蓋し同諸州に於ては最初移住民が荒蕪たる無人の地に於て小部落を形造るに従ひ、之をタウンと稱し共済自治の生活を營み夫が自然に發達したのであつて、地方に於ける殆ど總ての政治は町に依りて行はれて居る。但し其面積は二十平方哩より三十平方哩に及び多くは人口二千五百を越へざる村落及田園地方より成り、夫が段々發達し人口が増加すれば市に編成せられて居る。尤も或町は人口一萬以上に上るのみならず、町が市に編成せられる場合にも其儘從來の制度を維持し、同じ地方が同時に市となり又町と成つて居る。

ニュー・イングランド諸州に於ては地方政治は市制の行はれて居る地方の外は殆ど總て町に依りて行はれ、郡は地方政府としては殆ど其價値を認められて居ない事は前に説明した通りなるが、町の特色とする所は、町の有権者が定期に又は必要に應じ臨時に一堂の下に集り其地方の政務を審議決定する事に在るのであつて其集會をタウン・ミーティング即ち町民大會と云ふて居る。但し町會は通常歳計道路學校其他の重要な事項に就て討議し且執行員書記會計警吏及其他の吏員を選擧し、同會議の決議は該吏員をして執行せしむる事と成つて居る。斯くして町の政治は極めて民主的なものであつて、人口の稀薄な社會組織の幼稚な時代には極めて適當な制度なりしには相違なきも、人口

の増加し社會組織の複雑な今日にては甚だ實際に適應しない。従て昔の田園生活を維持しつゝある幼稚な地方に於ては今尙從來の制度を其儘保存しつゝあるも、他の多くの地方に於ては政務の膨脹に伴ひ之に適應する制度を講じ、或は代議員會を設け、或は學務委員會、衛生委員會、救民委員會等の如き特種の政治機關を設け其缺點を補ふて居る。さればニュー・イングランド諸州の地方政治は極めて民主的な動機から起り恰も地方的大家族の如くに成長し、吾人をして最も單純な且つ圓滿な政治制度の如く思はしめざるにはあらざるも、其實彼等の多くは極めて複雑な組織となつて居り且各部の機關が互に獨立する爲政務の統一が最も困難となつて居る。

次にニュー・ヨークよりネブラスカ迄の中央部及中央北部の諸州に於ても廣く町制を實施して居り、地方政府としてはニュー・イングランド諸州には及ばざるも可なり重要な地位を占めて居る。但し此方面に於ける町の大小は一定せざるも其多くは三十六平方哩であつて、或州にては市又は村が組織せられる場合には其地方より町を除外するも、多くの州にては市及村と町とが同一の地方に兩立する事に成つて居る。蓋し此方面に於ては一般にニュー・イングランド諸州に於ける如く自治の精神が盛ならざるのみならず、同地方に於ては町は隣人又は友人間に於て一の家族的社會として自然に發達したものなるに拘はらず、此方面に於ては人口の稀薄な幼稚な時代に郡が出來、後に至

りて東部又は歐洲より移住民が入込むに従ひ人爲的に町の組織が出来たのであつて、同人種同趣味の者が一所に集つて自然に社會が出来上つたのとは大に其氣分を異にするのである。

此方面に於ける町制には二種あつてペンシルヴァニア、オハイオ、インディアナ、アイオワ、カンサス、ミズリー等の諸州には町民大會なく、ニュー・ヨーク、ニュー・ジャージー、ミシガン、イリノイ、ウイスコンシン、ミネソタ、ネブラスカ、ノース・ダコタ、サウス・ダコタ等の諸州には種々な形の町民大會を有するも町民の多くは眞面目に集合せず、偶々集合するも吏員の選舉を爲す位に止り、町の政務は何れに於ても人民の手に依りて選舉せられる吏員に依りて執行せられる事に成つて居る。

此地方に於ては町の區域は同時に或は學校區となり、或は道路區となり、或は公園區、或は衛生區、或は疏水區となり、目的の事件に關しては通常町より獨立して居る。従つて町は重要な政務の多くが是等の政治區に依りて分割せられ地方政治の單位として其重要な地位を失ふのみならず、州に依りては町の政治を漸次郡に移さんとするが如き傾向がある。

南部及西部諸州に於ては町は *Magisterial Districts, Election Districts, Precincts* 等の名に於て存在するも、主として郡を小分した選舉區として用ひられ、又時としては、治安判事、コンステ

イブル即ち警吏、郡會議員の選舉區、又は學校區として用ひられる外は地方政府として殆ど其地位を認められて居ないのであつて、ニュー・イングランド諸州に於ては町民大會に依りて行はれて居る事は此地方に於ては多く郡會に於て行はれて居る。

第四節 村

ニュー・イングランド以外の諸州に於ては人口稍稠密なるも未だ市となすに足らざる部落に就て *ヴァイレッジ* 即ち村を組織して居る。尤も同地方の内にも往々例外がないではない。但し村には大小種々ありて其人口は、小なるは二百大なるは一萬に及び其數全國に於て一萬以上と稱せらる。

村は或州にては州の特別法によりて組織せられるも、多くは州の一般法に依りて規定せられ、其構造は州に依りて同じからざるも大體に於て市の組織に類し、政務の機關としては多くは人民に依りて選舉せらるゝ少數の委員より成る合議體と、及該委員會に依りて互選せられる委員長、又は人民に依りて選舉せられる村長、及之に附屬する若干の吏員とから成り立つて居る。

第五節 特種の目的の地方區

米國の多くの州に於ては郡又は町の境域内に於て學校、衛生、道路、疏水、灌漑、公園の如き種の目的の爲に獨立の自治區を設け、之を同地方に於ける郡又は町政府と區別して居る。尤もニューヨーク・イングリッド諸州にては右の如き獨立の政治區を設定せず。其代りに町政府の内に學務局道路局公園局等の局を置き、之を他の政務より分離し獨立の政治を行ふて居る。又市村に於ても其或者は獨立の政治區を設置せざるにはあらずも、多くは單に市又は村政府の一部として獨立の局を置き一般の政務から區別して居る。但し右の内にて最も組織の古いのは學校區であつて、一八九〇年以前に於ては國內の交通が一般に不便なりし爲其區の大きさは極めて狹隘なものなりしも、其後至る處交通が發達し、政治區の餘りに狹隘なのは却て組織の繁雜を來し、且其目的の爲にも便利ならざるに依り、漸次其區域を擴大し今日にては南部及西部諸州にては郡を又ニューヨーク・イングリッド以外の諸州にては町を一區とし、各區に學務委員會並に學務監督官を置き、學務に關し獨立の政治を行ふて居る。但し或州例へばインディアナは町の委員が同時に學校區の學務委員となり學校區と町との間に聯絡を維持する事を計つて居り、又ニューヨーク・イングリッド諸州の多くの市及村は學校區を設けざるも、市町村内に學務局を置き之に獨立の權限を與へ他の一般の政務と區別して居る。併しイリノイにては郡市村に跨り一の大なる學校區を設け、シカゴは市であると同時に學校區となつて居る。右

の結果として米國の地方政府は多く同一の區域内に於て種々な形に於て幾重かの塔の如くに重なり合ひ、極めて奇觀を呈して居る事は本章の始に於て説明した通りである。

(附錄)

亞米利加合衆國憲法 (譯文)

(千七百八十七年)

(因に本書の主文には本譯中の章を條とし、條を款として引用せり)

我等合衆國ノ人民ハ、更ニ完全ナル結合ヲ構成シ、正義ヲ確立シ、國內ノ靜謐ヲ保障シ、共同ノ防禦ニ備ヘ、一般ノ安寧ヲ増進シ、且ツ我等ト我等ノ子孫ノ爲ニ、自由ノ惠福ヲ確保スル爲、茲ニ亞米利加合衆國ノ爲ニ、此憲法ヲ制定ス。

第一章

第一條 茲ニ許サレタル總テノ立法權ハ、之ヲ上院及下院ヲ以テ組織スル合衆國議會ニ附與ス。
第二條

一、下院ハ二年毎ニ各州ノ人民ニ依リテ選舉セラル、議員ヲ以テ之ヲ組織シ、各州ノ選舉人ハ其州立法部ノ下院議員ノ選舉人タル資格ヲ具備スル事ヲ要ス。

二、年齢二十五歳ニ達シ、七箇年以上合衆國ノ市民ト成リ、選舉ノ際其州ノ住民タル者ニアラザレバ、議員ト成ル事ヲ得ズ。

三、「下院議員及ビ直接國稅ハ、本合衆國ニ包含セラル、各州ノ間ニ、其人口數ニ應ジテ分配シ、其人口數ハ年期勤務者ヲ包含シ、租稅ヲ免除セラル、印度人ヲ除外セル、自由民ノ總數ニ、他ノ總テノ者ノ五分ノ三ヲ加算スル事ニ依リテ之ヲ定ム。」但シ實際ノ算定ハ、合衆國議會ノ第一會議後三年以内、及ビ其後十年毎ニ、法律ノ定ムル方法ニ依リテ之ヲ行フモノトシ、其議員數ハ各三萬人ニ對シ一人ノ割合ヲ超過スル事ヲ得ザルモ、各州ハ少クトモ一名ノ議員ヲ有スル事ヲ得ベキモノトス。但シ右ノ算定ヲ爲ス迄、ニュー・ハムプシャー州ハ三名、マサチューセツ州ハ八名、ロード・アイランド州及ビプロヴィデンス植民地ハ一名、カネチカット州ハ五名、ニュー・ヨーク州ハ六名、ニュー・ジャージー州ハ四名、ペンシルヴァニア州ハ八名、デラウェア州ハ一名、メーリーランド州ハ六名、ヴァージニア州ハ十名、ノース・カロライナ州ハ五名、サウス・カロライナ州ハ五名、ジョージヤ州ハ三名ノ議員ヲ選出スル權利ヲ有スベシ。

(註) 「内末段にある他の總ての者とは奴隷の意、又「内に於ける數の算定に關する事は憲法修正第十四章に依り改正せられ、直稅に關する事は憲法修正第十六條に依り改正せらる」

四、何レノ州ニテモ、其選出議員ニ缺員ヲ生ズル時ハ、其州ノ行政官憲ハ補缺ノ爲選舉命令ヲ發スベキモノトス。

五、下院ハ其議長並ニ他ノ役員ヲ選舉シ彈劾專行ノ權ヲ有ス。

第三條

一、上院ハ各州ノ立法部ニ依リテ選出セラル、任期六箇年ノ議員二名ヲ以テ組織シ、各議員ハ一票ノ投票權ヲ有ス。

(註) 本文は憲法修正第十七章に依りて改正せらる

二、第一回選舉ノ後上院議員ヲ召集シタル時ハ直ニ之ヲ出來得ル丈ケ三級ニ等分シ、第一級ニ屬スル者ハ第二年ノ終ニ於テ、第二級ニ屬スル者ハ第四年ノ終ニ於テ、第三級ニ屬スル者ハ第六年ノ終ニ於テ、任期ヲ終了セシムル事トシ、斯クシテ上院議員ノ三分ノ一ノ選舉ヲ二年毎ニ行フモノトス。「而シテ若シ州ノ立法部ノ閉會中、辭職其他ノ理由ニ依リ、上院議員ニ缺員ヲ生ジタル時ハ、其州ノ行政部ハ、立法部ノ次期ノ開會迄之ヲ補缺ノ爲、臨時議員ヲ任命スル事ヲ

得」。

(註「」内は憲法修正第十七章に依りて改正せらる)

- 三、年齢三十歳以上ニシテ、九箇年以上合衆國ノ市民ト成リ、且ツ當選ノ際選出州ノ住民ニアラザル者ハ上院議員ト成ル事ヲ得ズ。
- 四、合衆國副大統領ハ上院議長ト成ル。但シ議事ニ關シ、可否同數ノ場合ノ外投票權ヲ有セズ。
- 五、上院ハ尙又他ノ役員ヲ選舉シ、副大統領が空位ト成ルカ、又ハ合衆國大統領ノ職務ヲ執行スル場合ニ、臨時議長ヲ選舉ス。
- 六、上院ハ總テノ彈劾ヲ審理スル專權ヲ有ス。但シ議員ガ其審理ニ臨ム場合ニハ宣誓又ハ誓約スル事ヲ要ス。合衆國大統領が審理ヲ受クル場合ニハ、大審院長之ヲ統轄ス。又何人モ出席議員ノ三分ノ二ノ同意アルニアラザレバ、有罪ノ判決ヲ與ヘラル、事ナシ。
- 七、彈劾事件ノ裁判ハ、免職、又ハ合衆國ノ名譽アリ、信用アリ、又ハ報酬ヲ伴フ官職ニ就ク資格ヲ奪フ事以上ニ出ヅルヲ得ズ。但シ有罪ノ判決ヲ受ケタル者ハ、其判決ニ拘ラズ、法律ノ規定ニ依リ、別ニ公訴、審問、判決、及ビ處罰ヲ受クル事ヲ免ルヲ得ズ。

第四條

一、上院議員及ビ下院議員ノ選舉ノ時、場所、及ビ方法ハ各州ノ立法部ニ於テ之ヲ定ム。但シ議會ハ上院議員選舉ノ場所以外ノ事項ニ關シテハ、何日ニテモ法律ヲ以テ規定ヲ設ケ又ハ之ヲ變更スル事ヲ得。

二、議會ハ每年少クトモ一回集會スルモノトシ、其開會ハ法律ヲ以テ他ノ期日ヲ指定セザル時ハ、十二月第一月曜日ニ之ヲ行フ。

第五條

一、各院ハ所屬議員ノ選舉、選舉報告、及ビ被選舉資格ニ付審査權ヲ有ス。各院ニ於ケル院務執行ニ要スル定足數ハ議員ノ過半數トス。但シ定足數ニ達セザル時ハ、少數議員ハ其日毎ニ休會シ得ベク、又各院自ラ定ムル方法並ニ罰則ニ依リ、缺席議員ニ對シ其出席ヲ強要スル權限ヲ有ス。

二、各院ハ其議事規則ヲ定メ、秩序ヲ紊シタル議員ヲ處罰シ、及ビ議員ノ三分ノ二ノ同意ニ依リ、議員ヲ除名スル事ヲ得。

三、各院ハ議事録ヲ設ケ、其判斷ニ依リ秘密ヲ要スト認メラレタルモノ、外、其都度之ヲ公表スベク、且ツ如何ナル議事ニテモ出席議員五分ノ一ノ希望アル時ハ、議員ノ爲シタル可否ノ表決ヲ、同議事録ニ掲載スベシ。

四、議會開會中各院ハ、他院ノ同意ヲ得ズシテ、三日以上休會シ、若クハ兩院ノ會場以外ノ如何ナル場所ニ於テモ開會スル事ヲ得ズ。

第六條

一、上院及ビ下院議員ハ法律ノ規定ニ依リ、其勤務ニ對シ報酬ヲ受ケ、合衆國ノ國庫ヨリ其仕拂ヲ受ク。各議員ハ叛逆、重罪、並ニ公安ヲ害スル犯罪ヲ除キ、如何ナル事件ニ對シテモ、所屬議院ノ會議ニ出席中、並ニ往返ノ途中ニ於テ、逮捕セラル、事ナク、又其院内ニ於テ爲シタル如何ナル演說又ハ討論ニ對シテモ、他ノ場所ニ於テ審問セラル、事ナシ。

二、上院又ハ下院議員ハ、其任期中、其任期間ニ創設セラレ、又ハ其報酬ガ増加セラレタル、合衆國ノ文官ニ任用セラル、事ヲ得ズ。又合衆國ノ官職ヲ有スル者ハ、其在職中兩院ノ執レノ議員トモ成ル事ヲ得ズ。

第七條

一、歳入徴收ニ關スル總テノ議案ハ下院之ヲ發案ス。然レドモ上院ハ之ニ對シ、他ノ議案ト同様、修正ヲ提議シ、又ハ修正ノ上同意スルコトヲ得。

二、下院及上院ヲ通過シタル各議案ハ、夫ガ法律ト成ル前ニ、之ヲ合衆國大統領ニ提出スベシ。

大統領之ヲ是認スル時ハ之ニ署名シ、然ラザル時ハ之ニ異議ノ旨ノ書面ヲ附シ、其議案ヲ發議シタル議院ニ返附スベシ。此場合ニ返附ヲ受ケタル議院ハ、議事録ニ異議ノ旨ヲ詳細記入シ、之ヲ再議ニ附スベキモノトス。若シ再議ノ結果三分ノ二ノ決議ヲ以テ同案ヲ通過シタル時ハ、之ヲ大統領ノ異議ノ書面ト共ニ他院ニ廻附スベク、其廻附ヲ受ケタル他院ガ同一ノ方法ヲ以テ之ヲ再議ニ附シ、三分ノ二ノ決議ヲ以テ通過シタル時ハ、同案ハ法律ト成ル。然レドモ右ノ總テノ場合ニ於テ、兩院ノ表決ハ議員ノ贊否ノ發言ニ依テ之ヲ爲シ、其議案ニ贊否ノ表決ヲ爲シタル議員ノ氏名ヲ夫々其院ノ議事録ニ記入スベキモノトス。若シ議案ガ大統領ニ提出セラレタル日ヨリ十日以内ニ（日曜日ヲ除ク）大統領ヨリ返附セラレザル時ハ、其議案ハ大統領ガ署名シタルト同様法律ト成ル。但シ兩院ガ休會中ニシテ、大統領ヨリ議案ノ廻附ヲ受クル事能ハザル場合ハ此限りニアラズ。

三、上院及ビ下院ノ同意ヲ必要トスル總テノ命令、決議、又ハ表決ハ（休會及ビ閉會ノ問題ヲ除ク）、合衆國大統領ニ提出スルヲ要シ、之ガ効力ノ發生ニハ其承認ヲ必要トシ、若シ大統領ガ之ヲ承認セザル時ハ、法律案ニ關シ定メラレタル規則及ビ制限ニ從ヒ、上院及ビ下院ノ三分ノ二ノ決議ヲ以テ之ヲ再通過スル事ヲ必要トス。

第八條 議會ハ左ノ權ヲ有ス。

一、租税、手數料、海關稅、消費稅ヲ賦課徵集シ、國債ヲ償還シ、合衆國ノ共通ノ防禦及ビ一般ノ安寧ノ爲ニ設備ヲ爲ス事。但シ總テノ課金、海關稅、消費稅ハ合衆國ヲ通ジテ劃一ナルベシ。

(註 本項の權限は憲法修正第十六章に依り擴張せらる)

二、合衆國ノ信用ニ依リテ金錢ヲ借入ル事。

三、外國トノ通商、國內ノ諸州間、及ビ印度種族トノ通商ヲ取締ル事。

四、合衆國ヲ通ジ歸化ニ關スル劃一ノ規則、及ビ破產事項ニ關スル劃一ノ法律ヲ設クル事。

五、貨幣ヲ鑄造シ、内外貨幣ノ價格ヲ整理シ、重量及ビ尺度ノ標準ヲ定ムル事。

六、證券及ビ合衆國ノ通貨ノ偽造ニ對シ、罰則ヲ定ムル事。

七、郵便局及ビ郵便道路ヲ設クル事。

八、學術及ビ有用ナル技術ノ進歩ヲ獎勵スル爲、著作者及ビ發明者ニ對シテ、一定ノ期間、其著作及發明ヲ專用スル權利ヲ與フル事。

九、大審院ノ下ニ下級裁判所ヲ組織スル事。

十、海賊及ビ公海ニ於テ行ハル、重罪行爲、及ビ國際法違反行爲ノ意義ヲ定メ、之ヲ處罰スル事。

十一、戰ヲ宣シ、海上捕獲及ビ報復免狀ヲ下附シ、陸上並ニ海上ノ捕獲ニ關スル規定ヲ設クル事。
十二、陸軍ヲ設ケ及ビ之ヲ維持スル事、但シ之ガ爲ニ要スル資金ノ豫算ハ、二年以上ノ長期ニ亘ル事ヲ得ズ。

十三、海軍ヲ設ケ之ヲ維持スル事。

十四、政府ノ爲ニ規則ヲ設ケ、陸軍及海軍ノ爲ニ軍令ヲ設クル事。

十五、合衆國ノ法律ヲ執行シ、内亂ヲ鎮定シ、外寇ヲ防グ爲ニ、民兵召集ニ關スル規則ヲ設クル事。
十六、民兵ヲ組織シ、武裝シ、及ビ訓練スル爲、並ニ合衆國ノ爲ニ使用スル事アルベキ民兵ノ部分ヲ統帥スル爲ニ必要ナル規定ヲ設クル事。但シ士官ノ任命、及ビ議會ニ依リテ定メラレタル規律ニ從ヒ民兵ヲ訓練スル權ハ、之ヲ夫々州ニ留保ス。

十七、特定ノ州ノ讓與、及ビ議會ノ承諾ニ依リ、合衆國政府ノ所在地ト成リタル地方(十平方哩ヲ超過セズ)ニ於テ、一切ノ事件ニ關シ、絶對的立法權ヲ行使シ、且ツ城砦、武庫、造兵廠、船渠、其他必要ナル建造物ヲ設クル爲、其州ノ州會ノ同意ヲ經テ、買收シタル地方ニ於テ、同種ノ權ヲ行使スル事。

十八、前記ノ諸種ノ權限、及ビ本憲法ニ依リ合衆國政府、各省、又ハ其官吏ニ附與セラレタル他

ノ總テノ權限ヲ行使スルニ必要且ツ適當ナル一切ノ法律ヲ設クル事。

第九條

一、現存ノ各州ガ入國許可ヲ適當ト認メタル者ノ移入又ハ輸入ハ、千八百八十年以前ニ限り、議會ニ依リ禁止セラル、事ナカルベシ、但シ此種ノ輸入ニ對シテハ、一人ニ付拾弗以内ノ入國又ハ移入税ヲ課スル事ヲ得。

(註 本項は奴隸輸入に關し、當時現存せる州の爲、其自由を認めたるものなり)

二、人身保護律ニ關スル特權ハ内亂又ハ外寇ノ際、公共ノ安寧ノ爲ニ必要ナル場合ノ外、之ヲ停止スル事ヲ得ズ。

三、公權剝奪法律案、又ハ遡及法律案ハ之ヲ通過スベカラズ。

四、人頭税又ハ其他ノ直接税ハ、前段ノ規定ニ依ル人口調査又ハ計算ニ比例スルニアラザレバ、之ヲ賦課スル事ヲ得ズ。

(註 本項は憲法修正第十六章に依り改正せらる)

五、何レノ州ヨリノ輸出品ニ對シテモ、之ニ課税スル事ヲ得ズ。

六、通商又ハ歳入ニ關スル如何ナル規定ニ依リテモ、一州ノ港ニ對シ、他州ノ港以上ノ好遇ヲ與

フベカラズ。又一州ニ向ケ又ハ一州ヨリ出帆スル船舶ハ、他州ニ於テ出入又ハ課金ノ仕拂ヲ餘儀ナクセラル、事ナシ。

七、法律ニ規定セル資源ニ依ルニアラザレバ、國庫ヨリ金錢ノ仕拂ヲ爲ス事ヲ得ズ。公金ノ收入支出ノ説明、及ビ計算ハ、隨時之ヲ公表スベシ。

八、合衆國ハ貴族ノ稱號ヲ授與スベカラズ。合衆國政府ノ下ニ於テ有給又ハ責任ノ地位ニ在ル官吏ハ、議會ノ同意ヲ得ルニアラザレバ、如何ナル君主、領主、又ハ外國ヨリモ、何等ノ贈與、報酬、官職、又ハ稱號ヲ受クル事ヲ得ズ。

第十條

一、各州ハ外國ト條約ヲ結ビ、同盟ヲ爲シ、又ハ聯合ヲ結ビ、海上ノ捕獲狀及報復狀ヲ下附シ、貨幣ヲ鑄造シ、信用證券ヲ發行シ、金銀貨以外ノモノヲ負債償却ノ法貨トシ、公權剝奪法案、遡及法案、又ハ契約ノ義務ヲ妨グル法案ヲ通過シ、又ハ如何ナル貴族ノ稱號ヲモ授與スル事ヲ得ズ。

二、各州ハ議會ノ同意ヲ得ルニアラザレバ、海關監視法執行ノ爲絶對ニ必要ナル場合ノ外、輸出品又ハ輸出品ニ對シ、如何ナル輸入税、又ハ課金ヲモ賦課スル事ヲ得ズ。但シ州ガ輸出品又ハ輸出品ニ對シ賦課スル總テノ課金及ビ輸入税ノ純收入ハ、合衆國ノ國庫ノ使用ニ當テラルベク、

此種ノ目的ノ爲ニ制定セラル、總テノ州ノ法律ハ議會ノ改定ト其監督ニ服スルモノトス。
三、各州ハ議會ノ同意ヲ得ズシテ噸稅ヲ設ケ、平時ニ於テ軍隊又ハ軍艦ヲ貯ヘ、他州又ハ外國ト合意又ハ契約ヲ結ビ、實際外寇ヲ受クルカ、又ハ危急ニ逼リ、猶豫ヲ許サル場合ノ外戰爭ヲ爲ス事ヲ得ズ。

第二章

第一條

一、國ノ行政權ハ之ヲ合衆國大統領ニ附與ス。大統領ハ任期四箇年ニシテ、同一任期ノ副大統領ト共ニ左ノ方法ニ依リテ選舉セラル、モノトス。
二、各州ハ州會ノ示定スル方法ニ從ヒ、其州ヨリ議會ニ選出シ得ベキ上院議員及ビ下院議員ト同數ノ大統領選舉人ヲ任命スベシ。但シ上院議員、下院議員、又ハ合衆國政府ノ下ニ於テ責任アル若クハ有給ノ地位ヲ有スル者ハ、選舉人ト成ル事ヲ得ズ。
「選舉人ハ夫々所屬ノ州ニ集會シ、二人ニ對シテ投票スベシ。但シ其内ノ一人ハ少クトモ選舉人ト同一ノ州ノ住民ニアラザル事ヲ要ス。次ニ選舉人ハ總テノ被投票者ノ姓名及ビ其得票數ヲ

表ニ作り、之ニ署名シ、且ツ證明シ、封緘ノ上、上院議長ニ宛テ、合衆國政府所在地ニ向ケ移送スベシ。上院議長ハ上院及ビ下院議員ノ面前ニ於テ總テノ證明書ヲ開封シ、其得票ヲ計算ス。其結果最大ノ投票數ヲ得タル者ハ、其數ガ選舉人總數ノ過半數ナル時ハ大統領ニ當選ス。然レドモ若シ右ノ過半數ヲ得タル者ガ二人以上ニ上リ、且ツ夫ガ同點ナル時ハ、下院ハ直ニ投票ヲ行ヒ、其内ノ一人ヲ大統領ニ選舉ス。若シ過半數ヲ得タル者ナキ時ハ、下院ハ右ノ表中ノ最高點者五人ノ内ヨリ、同様ノ方法ニ依リ大統領ヲ選舉スベシ。然レドモ此場合ニハ各州代表者ノ投票ヲ一票トシ、州ニ依リテ投票スベシ。但シ此目的ノ爲ニ要スル投票者ノ定足數ハ州ノ三分ノ二ノ代表者ヨリ成ルモノトシ、當選ニハ總州數ノ過半數ヲ必要トス。何レノ場合ニ於テモ大統領選舉ノ後、選舉人ノ投票ノ最大數ヲ得タル者ヲ副大統領トシ、若シ二人以上同數ノ投票ヲ得タル者アル時ハ、上院ハ投票ヲ以テ其内ノ一人ヲ副大統領ニ選舉ス。」

(註)「内ハ憲法修正第十二條に依リテ改正せらる」

三、議會ハ選舉人ヲ選舉スル時期、及ビ選舉人ガ投票スベキ日ヲ定ム。但シ其日ハ合衆國ヲ通ジテ同一ナルベシ。

四、出生ニ依リ合衆國ノ市民タリ、又ハ本憲法成立ノ當時合衆國ノ市民タル者ノ外、何人モ大統領

領ノ職ニ選任セラル、事ヲ得ズ。又年齢三十五歳ニ達セズ、且ツ十四箇年間合衆國ニ住居セザル者モ其職ニ選任セラル、事ヲ得ズ。

五、大統領ガ退職シ、死亡シ、辭職シ、又ハ其職權及ビ職務ヲ執行スル事能ハザルニ至リタル時ハ、該職權及ビ職務ハ副大統領ニ轉稼スベシ。又議會ハ大統領及ビ副大統領ノ相方ガ退職シ、死亡シ、辭職シ、又ハ無能ト成リタル場合ニ、如何ナル官吏ガ大統領トシテ其任務ヲ執行スベキヤヲ法律ヲ以テ規定スル事ヲ得ベシ。此場合ニ該官吏ハ右ノ故障ガ止ムカ、又ハ大統領ガ選舉サル、迄、該規定ニ依リテ行動スベキモノトス。

(註 法律ハ國務長官、大藏長官其他行政各部長官に依リ繼承の順序を定む)

六、大統領ハ其任期間、一定ノ時期ニ其勤務ニ對シ俸給ヲ受クベク、其額ハ任期中増減セラル、事ナシ。又大統領ハ右ノ期間内合衆國又ハ州ヨリ、他ノ如何ナル報酬ヲモ受クル事ヲ得ズ。

七、大統領ハ其職務ヲ執行スルニ先立テ左ノ宣誓ヲ爲スベシ。

「余ハ余ガ合衆國大統領タル職務ヲ誠實ニ執行シ、且ツ余ノ最善ノ能力ヲ以テ、合衆國ノ憲法ヲ擁護防衛スベキ事ヲ嚴肅ニ宣誓ス(又ハ誓約ス)。」

第二條

一、大統領ハ合衆國ノ陸海軍、及ビ諸州ノ民兵ガ合衆國ノ實際ノ勤務ノ爲ニ召集セラレタル場合ニ、該民兵ノ總司令官ナリトス。又大統領ハ行政各部ノ長官ヨリ、其所管事務ノ如何ナル事項ニ關シテモ、文書ニ依リ其意見ヲ徵收シ、又彈劾事件ヲ除キ、合衆國ニ對スル犯罪ニ對シ刑罰ノ執行ヲ猶豫シ、又ハ之ヲ免除スル權ヲ有ス。

二、大統領ハ上院ノ助言及ビ同意ヲ得テ條約ヲ締結スル權ヲ有ス。但シ其助言及ビ同意ニハ出席議員ノ三分ノ二ノ決議ヲ要ス。又大統領ハ大使、公使、領事、大審院判事、及ビ本憲法中反對ノ規定ナキ他ノ合衆國ノ總テノ官吏、並ニ今後法律ニ依リテ設定セラル、官吏ヲ指名シ、上院ノ助言及ビ同意ヲ得テ之ヲ任命スル事ヲ得。但シ議會ハ法律ヲ以テ、大統領自身ニ、又ハ裁判所若クハ行政各部長官ニ、適當ト認ムル下級官吏ノ任命權ヲ附與スル事ヲ得。

三、大統領ハ上院ノ閉會中官吏ニ缺員ヲ生ジタル場合ニ、代理ヲ設ケ之ヲ補充スル權ヲ有ス。但シ該代理ハ次ノ會期ノ終ニ至リ消滅スルモノトス。

第三條

大統領ハ議會ニ對シ隨時合衆國ノ情況ヲ報告シ、又其考慮ヲ求ムル爲、必要且ツ便宜ト認メタル法策ヲ推薦スベキモノトス。大統領ハ非常ノ場合ニ兩院又ハ一院ヲ召集スル事ヲ得ベシ。又休會ニ關シ兩院ガ其意見ヲ異ニスル時ハ、大統領ハ適當ト認ムル時迄、兩院ニ休會ヲ命ズ

ル事ヲ得。大統領ハ大使及ビ公使ヲ受ケ、及ビ法律ノ執行ヲ監視シ、且ツ合衆國ノ總テノ官吏ニ對シ職務ヲ委任ス。

第四條 大統領、副大統領、及ビ總テノ合衆國ノ文官ハ、反逆、收賄、又ハ他ノ重罪、及ビ輕罪ニ關スル彈劾並ニ有罪ノ判決ニ因リ其職ヲ免ゼラル。

第三章

第一條

合衆國ノ司法權ハ、大審院、及ビ議會ガ隨時設立シ得ベキ下級裁判所ニ附與セラル。大審院及ビ下級裁判所ノ判事ハ、其身ヲ良好ニ維持スル限り、其職ヲ免ゼラル、事ナク、其職務ニ對シテ一定ノ時ニ報酬ヲ受ケ、且ツ就職中之ヲ減ゼラル、事ナシ。

第二條

一、司法權ハ法律上並ニ衡平法上、本憲法、合衆國ノ法律、及ビ合衆國ノ權限ニ依リテ締結セラレ又ハ締結セラルベキ條約ニ依リテ生ズル總テノ事件、大使、公使、及ビ領事ニ關スル總テノ事件、海事裁判及ビ海事ニ關スル總テノ事件、合衆國ガ當事者トシテ關係セル紛議、二州又ハ二州以上ノ間ノ紛議、州ト他州ノ市民トノ間ノ紛議、異リタル州ノ市民ノ間ノ紛議、異レル州

ヨリ下附セラレタル土地ニ關スル同一市民ノ間ノ紛議、及ビ一州又ハ其州ノ市民ト外國又ハ其臣民若クハ人民トノ間ノ紛議ニ及ブモノトス。

(註 本項中州を當事者とする事件に關しては、憲法修正第十一章に依り改正せらる)

二、大使、公使、領事ニ關スル總テノ事件、及ビ州ガ訴訟ノ當事者タル事件ハ、大審院ニ於テ初審管轄權ヲ有ス。前記以外ノ總テノ事件ニ就テハ、其法規ノ適用並ニ事實ノ認定ニ關シ、共ニ大審院ニ於テ控訴管轄權ヲ有ス。但シ議會ノ定ムル除外例並ニ法規ニ從フモノトス。

三、彈劾ノ場合ヲ除キ、犯罪ノ審問ハ陪審制度ニ依ル、而シテ斯ル審問ハ、犯罪行為地ノ州ニ於テ之ヲ行フ。但シ其犯罪ガ何レノ州ニ於テモ行ハレタルモノニアラザル時ハ、其審問ハ議會ガ法律ニ依リテ定ムル場所ニ於テ之ヲ行フ。

第三條

一、合衆國ニ對スル叛逆ハ、合衆國ニ對シテ戰端ヲ開クカ、又ハ敵ニ助力又ハ便宜ヲ與ヘ、以テ之ニ加擔スルカニ依リテノミ成立ス。何人モ二人以上ノ證人ニ依リテ其歷然タル行為ガ證明セラル、カ、又ハ公開ノ法廷ニ於テ自白シタル場合ノ外、叛逆ノ罪ニ問ハル、事ナシ。

二、議會ハ叛逆ニ對シテ處罰ヲ宣告スル權ヲ有ス。但シ叛逆ニ因ル公權喪失ハ、血脈汚損、又ハ

叛逆者生存中ノ場合ヲ除キ財産ノ沒收ヲ行フニ至ラズ

第四章

第一條 各州ハ他州ノ公ノ行爲、記録、及ビ訴訟手續ニ關シ、完全ナル信用及ビ信任ヲ與フル事ヲ要ス。又議會ハ一般法ヲ以テ、是等ノ行爲、記録、及ビ訴訟手續ヲ證明スベキ方法並ニ其効果ヲ規定スル事ヲ得ベシ。

第二條

一、各州ノ市民ハ諸州ニ於テ、其市民ノ有スル總テノ特權及ビ免除ヲ享有スル權利ヲ有ス。

(註 本項の權利は憲法修正第十四章に依り擴張せらる)

二、一州ニ於テ叛逆、重罪、又ハ其他ノ罪ニ問ハレタル者ニシテ、裁判ヲ逃レ、他州ニ於テ發見セラレタル時ハ、該他州ハ之ヲ犯罪管轄州ニ移ス爲、其州行政官ノ要求ニ依リ、之ヲ同州ニ引渡スベシ。

三、何人ト雖モ、一州ニ於テ、其法律上勤務又ハ勞働ニ服スベキ者ハ、他州ニ逃亡シタル場合ニ、其州ノ法律又ハ規則ガ之ヲ認メズト雖モ、其爲ニ其勤務又ハ勞働ヲ免除セラル、モノニアラズ。

却テ其州ハ勤務又ハ勞働ヲ課スル州ヨリ要求アル時ハ、之ニ應ジテ引渡スベキモノトス。

(註 本文は奴隷所有者の保護を目的とするものなる處、憲法修正第十三章に依り廢止せらる)

第三條

一、新立ノ州ハ議會ノ承認ニ依リテ本合衆國ニ加入スル事ヲ得ベシ。但シ新立ノ州ハ他ノ何レノ州ノ管轄内ニ於テモ、之ヲ構成又ハ建設スル事ヲ得ズ。又如何ナル州モ、關係スル州ノ立法部、並ニ議會ノ同意ヲ得ルニアラザレバ、二箇又ハ二箇以上ノ州、又ハ州ノ部分ノ結合ニ依リテ之ヲ構成スル事ヲ得ズ。

二、議會ハ合衆國ノ直轄地、又ハ之ニ屬スル他ノ財産ニ關シ、總テノ必要ナル規則及ビ取締法ヲ制定スル權ヲ有ス。此憲法ノ何レノ規定モ、合衆國又ハ何レノ特定ノ州ノ權利ヲ害スルモノト解スベカラズ。

(註 此規定に依り合衆國は屬領地に對し其權力を行使す。但し屬領地は基本的人權の外憲法上の權限を認められず)

第四條

合衆國ハ本結合内ニ於ケル各州ニ對シ、共和制體ヲ保障シ、外寇ニ對シテ各州ヲ保護シ、且ツ州立法部又ハ州行政部(立法部ヲ召集スル能ハザル場合)ヨリノ請求ニ依リ内亂ニ對シ

テ之ヲ保護ス。

第五章

議會ハ兩院ノ三分ノ二ガ必要ト認メタル時ハ、本憲法ニ對シ修正ノ發議ヲ爲スベク、又三分ノ二ノ州ノ立法部ヨリ要求アリタル時ハ、之ガ修正ヲ發議スル爲大會ヲ召集スベシ。而シテ夫ガ四分ノ三ノ州ノ立法部ニ依リ、又ハ四分ノ三ノ多數決ニ依ル大會ニ依リ、批准セラル、時ハ、該修正ハ、右ノ何レノ場合ニ於テモ、其趣旨並ニ目的上、本憲法ノ一部トシテ有効ト成ルモノトス。但シ批准ハ右ノ二方法ノ内孰レニテモ議會ノ選擇スル所ニ依ル。又千八百八年以前ニ於テ爲サルベキ修正ハ、如何ナル方法ヲ以テスルモ、憲法第一章第九條第一項及第四項ニ影響ヲ與フル事ヲ得ズ。又各州ハ其同意アルニアラザレバ、上院ニ於ケル均等ノ投票權ヲ奪ハル事ナシ。

第六章

一、此憲法定定前ニ約定セラレタル負債及ビ締結セラレタル契約ハ、總テ州聯盟 (Confederation) ノ下ニ於ケルト同ジク、本憲法ニ依リ合衆國ニ對シテモ亦有効ナリトス。

二、本憲法及ビ之ニ依リテ制定セララルベキ合衆國ノ法律、並ニ合衆國ノ權限ニ依リ締結セラレ又ハ

締結セラルベキ總テノ條約ハ、國ノ最高法律タルベク、各州ノ裁判官ハ、何レノ州ノ憲法又ハ法律ニ反對ノ規定アリトモ、夫ニ拘ラズ之ニ拘束セラルベシ。

三、前記ノ上院議員及ビ下院議員、各州立法部員、合衆國及各州相方ノ行政官並ニ司法官ハ、宣誓又ハ誓約ニ依リ本憲法ヲ擁護スル義務ヲ有ス。但シ宗教上ノ基準ニ依リ、合衆國ノ下ニ於ケル官職又ハ公職ニ對スル資格ヲ制限スル事ヲ得ズ。

第七章

九箇州ノ會議ノ批准ハ、其批准ヲ與フル州ノ間ニ於テ、本憲法ヲ成立セシムルニ充分ナリトス。

我主紀元千七百八十七年九月十七日、米國合衆國獨立第十二年ノ大會ニ於テ、出席州ノ滿場一致ヲ以テ之ヲ制定ス。依テ其證トシテ我等ハ茲ニ其名ヲ署ス。

議長　　ヴァージニア州代表者　　ジョージ・ワシントン

(此外十二州の代表者三十八名之に署名するも之を略す)

憲法修正

第一章

議會ハ宗教ヲ設立シ、其自由禮拜ヲ禁止シ、又ハ言論及ビ出版ノ自由、平和ニ集會シ、及ビ政府ニ對シ災害救助ノ請願ヲ爲ス人民ノ權利ヲ、制限スル法律ヲ制定スル事ヲ得ズ。

第二章

組織ノ整頓セル民兵ハ、自由州ノ安全ヲ保ツニ必要ナルヲ以テ、人民ノ武器ヲ貯ヘ、且ツ之ヲ携帶スル權利ハ、之ヲ侵害スル事ヲ得ズ。

第三章

平時ニ於テ家主ノ承諾ヲ得ズシテ、兵士ヲ其家ニ宿泊セシムル事ヲ得ズ。戰時ニ於テモ法律ニ規定セラル、方法ニ依ルニアラザレバ、亦然リトス。

第四章

不合理ナル搜索及ビ押收ニ對シ、身體、住居、書類、家財ノ安全ヲ保持スル人民ノ權利ハ、之ヲ

侵害スル事ヲ得ズ。又逮捕狀ハ可能的理由ニ基キ、宣誓又ハ誓言ノ上、之ニ搜索セラルベキ場合及ビ押收セラルベキ人又ハ物ヲ記載スルニアラザレバ、之ヲ發スル事ヲ得ズ。

第五章

何人モ大陪審官ノ陳述又ハ公訴狀ニ依ルニアラザレバ、死刑罪又ハ其他ノ破廉恥罪ニ關シ審問ニ附セラル、事ナシ。但シ戰時又ハ事變ノ際ニ於ケル現役者ニ對スル陸海軍若クハ民兵ノ事件ニ關シテハ此限ニアラズ。又何人モ同一ノ犯罪ニ對シ、二回生命又ハ身體ヲ危險ナラシメラレ、刑事事件ニ於テ自己ニ不利益ナル證人トナラシメラレ、法律ノ適當ナル手續ニ依ラズシテ、生命、自由、又ハ財産ヲ奪ハレ、又正當ナル賠償ヲ受ケズシテ私有財産ヲ公用ノ爲ニ徵收セラル、事ナシ。

第六章

總テノ刑事訴訟ニ於テ被告ハ豫メ法律ニ依リ 犯罪行爲地ト確認セラレタル州、及ビ地方ノ公正ナル陪審官ニ依リ迅速ナル公開ノ審問ヲ受ケ、告訴ニ於ケル罪ノ性質並ニ原因ニ付告知ヲ受ケ、自己ニ反對ノ證人ト對決シ、自己ニ有利ナル證人ノ出廷ヲ強要シ、及ビ自己辯護ノ爲辯護士ノ助力ヲ求ムル權利ヲ享有スベシ。

第七章

普通法ニ關スル訴訟ニシテ、其争點ガ二十弗以上ノ價格ニ上ルモノニ對シテハ、陪審官ニ依リテ審問セラル、權利ヲ留保ス。又陪審官ヨリ審問ヲ受ケタル事實ハ、普通法ノ規則ニ依ル場合ノ外、合衆國ノ如何ナル裁判所ニ於テモ、再審ニ附セラル、事ナシ。

第八章

過當ナル保釋金ヲ要求シ、又ハ過當ナル罰金ヲ強制スル事ヲ得ズ。又過酷且ツ異常ナル刑罰ヲ課スル事ヲ得ズ。

第九章

憲法ニ或權利ヲ列記スル事ハ、之ヲ以テ人民ガ保有スル他ノ權利ヲ否認シ、又ハ輕視スルモノト解釋スベカラズ。

第十章

憲法ニ依リ合衆國ニ委任セズ、又各州ニ對シ禁止セザル權利ハ、夫々州及ビ人民ニ留保ス。

(註 以上第一章より第十章迄は、千七百八十九年の第一議會を通過したるものにして、其内容は主として多くの州に於て憲法批准の條件と成りたるものなり)

第十一章

合衆國ノ司法權ハ法律又ハ衡平法ニ從ヒ、合衆國ノ一州ニ對シ、他州ノ市民、若クハ外國ノ臣民又ハ人民ガ、提起シ又ハ告發スル訴訟ニ及ブモノト解スベカラズ。

(註 本章は千七百九十四年第三議會を通過し、千七百九十八年批准済の旨大統領の教書を以て公示せらる)

第十二章

選舉人ハ夫々所屬ノ州ニ集會シ、投票ヲ以テ大統領及ビ副大統領ヲ選舉スベシ。但シ其一人ハ少クトモ選舉人ト同一ノ州ニ屬セザル事ヲ要ス。選舉人ハ投票紙ニ大統領トシテ投票サル、者ノ姓名ヲ、又別ノ用紙ニ副大統領トシテ投票サル、者ノ姓名ヲ夫々記入シ。然ル後、大統領ニ投票セラレタル總テノ者ト、副大統領ニ投票セラレタル總テノ者トヲ、其得票數ト共ニ別々ノ表ニ作り、之ニ署名證明シ、封緘ノ上、之ヲ上院議長宛合衆國政府所在地ニ移送スベシ。上院議長ハ上院及下院議員ノ面前ニ於テ總テノ證明書ヲ開封シ、其得票ヲ計算ス。其結果大統領トシテ最大ノ投票ヲ得タル者ハ、若シ夫ガ選舉人總數ノ過半數ニ達シタル時ハ大統領ニ當選ス。然レドモ若シ何人モ過半數ヲ得ル能ハザル時ハ、下院ハ直ニ大統領候補者表中ノ最高點者三名以內ノ内ヨリ投票ヲ以テ大統領ヲ選舉スベシ。然レドモ此場合ニ於テ投票ハ州ニ依リテ之ヲ行ヒ、各州代表者ノ投票ヲ一票トス。但シ此目的ノ爲ニ要スル投票者ノ定足數ハ、州ノ三分ノ二ノ代表者ヨリ成ルモノトシ、當選ニハ總州

數ノ過半數ヲ必要トス。若シ大統領選舉ノ義務ガ下院ニ歸シタル場合ニ、同院ガ翌年三月第四日迄ニ之ヲ選舉セザル時ハ、副大統領ニ於テ大統領ノ死亡又ハ他ノ憲法的故障ノ場合ト同様、大統領トシテ職務ヲ行フモノトス。又副大統領トシテ最高ノ投票ヲ得タル者ハ、其票數ガ總選舉人ノ過半數ニ達シタル時ハ副大統領ニ當選ス。若シ何人モ過半數ヲ得ザル時ハ、上院ニ於テ其人名表中ノ最高點者二名ノ内ヨリ副大統領ヲ選舉ス。此場合ニ於ケル投票者ノ定足數ハ上院議員總數ノ三分ノ二ヨリ成ルモノトシ、總數ノ過半數ヲ以テ當選ニ必要ナリトス。但シ何人ト雖モ憲法上大統領ノ職ニ選任セラル、資格ナキ者ハ、合衆國副大統領ニ選任セラル、事ヲ得ズ。

(註 本章は千八百三年第八議會を通過し、千八百四年九月二十五日批准濟の旨國務長官より公示せらる)

第十三章

第一條 奴隸又ハ非任意的役務ハ、合衆國內又ハ其法權ノ下ニ在ル何レノ場所ニモ存在スルヲ得ズ。但シ適當ナル刑ノ宣告ニ依リ、犯罪ニ對スル處罰トシテ服役セシムル場合ハ此限ニアラズ。

第二條 議會ハ適當ナル立法ヲ以テ本章ヲ強行スル權限ヲ有ス。

(註 本章は千八百六十五年第三十八議會を通過し、同十二月十八日批准濟の旨國務長官より公示せらる)

第十四章

第一條 合衆國ニ於テ出生シ、又ハ歸化シ、其法權ニ服スル者ハ、合衆國及ビ其居住スル州ノ市民トス。州ハ合衆國市民ノ特權及ビ免除ヲ制限スル如何ナル法律ヲモ制定又ハ強行シ、又何人ニ對シテモ法律ノ適當ナル手續ニ依ラズシテ、其生命、自由、及ビ財産ヲ奪ヒ、若クハ其法權内ニ於ケル何人ニ對シテモ法律ノ均等ナル保護ヲ拒ム事ヲ得ズ。

第二條 下院議員ノ數ハ、各州ノ間ニ其人民ノ數ニ比例シテ之ヲ分配ス。但シ各州ノ人民ノ數ノ計算ニハ、租稅ヲ賦課セザル印度人ヲ除ク。然レドモ若シ或州ニ於テ、年齢二十一歳以上ノ合衆國市民タル男子ガ、大統領並ニ副大統領選舉人、下院議員、州ノ行政官並ニ司法官、又ハ州ノ立法部議員ヲ選舉スル權利ヲ否認セラレ、若クハ叛逆加擔又ハ其他ノ犯罪以外ノ原因ニ依リテ、之ヲ剝奪セラレタル時ハ、其州ニ於ケル代表ノ基本數ハ、此種ノ男子ノ市民ノ數ガ、二十一歳以上ノ男子ノ總數ニ對スル割合ニ應ジテ減少サルベキモノトス。

第三條 議會議員、合衆國官吏、州立法部議員、又ハ州行政官若クハ司法官トシテ、合衆國ノ憲法ヲ擁護スベキ事ヲ宣誓シタル者ニシテ、合衆國ニ對スル一揆又ハ叛亂ニ加擔シ、若クハ敵ニ助力又ハ便宜ヲ與ヘタル者ハ、議會上院又ハ下院議員、大統領及副大統領ノ選舉人、又ハ合衆國ノ文武官、若クハ州ノ文武官ニ任用スル事ヲ得ズ。但シ議會ハ各院ノ三分ノ二ノ投票ヲ以テ、此種ノ

制限ヲ除去スル事ヲ得。

(註 本條の制限は千八百九十八年六月六日の法律を以て之を除去せり)

第四條 一揆及び叛亂鎮定ノ役務ニ服シタル者ニ對シ、年金並ニ賞金ヲ仕拂フ爲、合衆國ガ法律上ノ權限ニ依リテ起シタル負債ヲ包含スル合衆國公債ノ有効ナル事ハ問フヲ要セズ。然レドモ合衆國又ハ州ハ合衆國ニ對スル一揆又ハ叛亂ヲ助成スル爲ニ蒙レル負債及ビ義務、又ハ奴隸ノ喪失若クハ解放ニ因ル損害賠償ノ請求ヲ引受ケ又ハ仕拂フ事ナシ。但シ總テ斯ル負債、義務、及ビ請求ハ不法且ツ無効トス。

第五條 議會ハ適當ノ方法ニ依リ、本章ノ規定ヲ強行スル權ヲ有ス。

(註 本章は千八百六十六年第三十九議會を通過し、千八百六十八年七月二十八日批准濟の旨、國務長官より公示せらる)

第十五章

合衆國市民ノ投票權ハ、人種、皮膚ノ色、又ハ嘗テ奴隸タリシ事情ノ爲ニ、合衆國又ハ州ニ依リ否認又ハ制限ヲ受クル事ナシ。議會ハ適當ナル立法ニ依リ本章ノ規定ヲ強行スル權ヲ有ス。

(註 本章は千八百六十九年第四十議會を通過し、千八百七十年三月三十日批准濟の旨、國務長官より公示せらる)

示せらる。因に憲法修正第十三章乃至第十五章は千八百六十一年より千八百六十五年に至る南北戰爭の結果として規定せられたるものなり)

第十六章

合衆國議會ハ各州間ノ比例ニ依ラズ、又人口調査若クハ計算ニ關係ナク、隨意ノ源泉ニ基キ、所得稅ヲ課シ、之ヲ徵收スル權ヲ有ス。

(註 本章は千九百九年第六十一議會を通過し、千九百十三年二月二十五日批准濟の旨國務長官より公示せらる)

第十七章

合衆國上院ハ各州ヨリ二名ノ割合ニ依リ、六箇年ノ任期ヲ以テ、其州ノ人民ニ選舉セラレタル議員ヲ以テ之ヲ組織シ、各員一票ノ投票權ヲ有ス。各選舉人ハ各州立法部下院議員ノ選舉人タル資格ヲ具備セザルベカラズ。

上院ニ於テ何レカノ州ノ代表ニ空席ヲ生ジタル時ハ、該州行政官憲ハ、斯ル空席ヲ補充スル爲、選舉命令ヲ發スル事ヲ要ス。但シ其州ノ立法部ハ人民ガ法律ノ規定ニ依リ、補缺選舉ヲ行フ迄、其州行政部ニ對シ、臨時補缺員ヲ任命スル權ヲ附與スル事ヲ得。

此修正ハ、夫ガ憲法トシテ効力ヲ發生スル以前ニ選舉セラレタル上院議員ノ選舉、又ハ其任期ニ、影響ヲ與フルモノト解スベカラズ。

(註 本章は千九百十二年第六十二議會を通過し、千九百十三年五月三十一日批准濟の旨國務長官より公示せらる)

第十八章

一、本章批准ノ一箇年後、合衆國ノ法權ニ屬スル地方ニ於テ、飲料ノ目的ヲ以テ、酔フベキ酒ヲ醸造シ、販賣シ、又ハ輸送シ、若クハ輸入シ又ハ輸出スル事ハ、之ヲ禁止ス。

二、議會及ビ諸州ハ、適當ナル方法ニ依リ、本章ノ規定ヲ強行スベキ共同ノ權限ヲ有ス。

三、本章ハ議會ヨリ州ニ提案サレタル日ヨリ七箇年以内ニ、憲法ノ規定ニ從ヒ、諸州ノ立法部ニ依リ、憲法ノ修正トシテ批准セラル、ニアラザレバ、其効力無キモノトス。

(註 本章の制定は歐洲戰爭に負ふ所尠からず、千九百十七年議會を通過し、千九百二十年一月十六日批准濟の旨國務長官より公示せらる)

第十九章

合衆國市民ノ投票權ハ性ノ理由ニ依リ、合衆國又ハ州ニ依リ拒否又ハ制限セラル、事ナシ。

二、議會ハ適宜ノ立法ニ依リ、本章ノ規定ヲ強行スル權ヲ有ス。

(註 本章の制定も亦歐洲戰爭に伴ふ特種事情に負ふ所尠からず、千九百二十年一月十六日其批准を了したる旨國務長官より公示せらる)

—(終)—

昭和五年十月十四日印刷
昭和五年十月二十日發行

不許
複製

國際聯盟協會叢書第百六輯

米國の政治組織及其活動

定價壹圓貳拾錢 (送料八錢)

著者	大山卯次郎
發行者	奧山清治
印刷者	東京市麴町區丸の内二ノ十二 中川二郎
印刷所	東京市芝區南佐久間町一ノ一 研文社印刷所 東京市芝區南佐久間町一ノ一

東京市麴町區丸の内二ノ十二

發兌

社團 國際聯盟協會
法人
振替東京五五一八三番
電話丸の内(23)四六六四番

卓絶るる国際問題研究の参考書

同	同	同	同	原	古	法	法	法	フ
上	上	上	上	外務省條約局編	垣鐵郎著	學博士 杉村陽太郎著	學博士 杉村陽太郎著	學博士 杉村陽太郎著	レックスリイ 淺海數男譯
支那國改訂輸入稅率	支那及列國間關稅並通商條約	戰爭拋棄に關する條約	ロカルノ諸條約	華府會議諸條約及諸決議	希勃紛爭と國際聯盟	聯盟十年 (世界平和を築く人々)	國際聯盟の話	時代の進運と國際聯盟	米國最近の外交政策
二菊三八頁版	一菊八二頁版	三菊八頁版	一菊四六頁版	三菊五四頁版	三四二六頁版	一四〇二頁版	七四二六頁版	五四四六頁版	二四八四頁版
〇一〇四六〇	〇一〇一四〇	〇〇〇二二	〇一〇〇四〇	〇二〇二八〇	〇〇〇二二〇	〇〇〇八四〇	〇〇〇一〇二〇	〇〇〇一〇二五	〇一〇一四〇〇

發行所 東京丸の内二丁目二十番 國際聯盟協會 振替 東京 一五五番 三番

卓絶るる国際問題研究の参考書

白	檀	外	法	聯	大	聯	大	法	法
岩川雄之助 龍平 共著	野禮助 助著	務省條約局編	學博士 田萬著	盟協會編	熊眞著	盟協會編	熊眞著	學博士 信夫淳平著	學博士 松原一雄著
我が海外貿易と日支經濟關係	日露の漁業と新條約	常設國際司法裁判所規程	英佛和文對譯 常設國際司法裁判所規程	國際經濟會議の決議	國際聯盟と其の委任統治	國際聯盟規約	國際聯盟規約 (附錄 國際聯盟規約)	國際聯盟入門	國際關係通鑑 (一九二七—一九二八年(逐年刊行))
六四二頁版	一四六頁版	二菊一二頁版	一四〇六頁版	三四六頁版	一菊半截版	七七八頁版	一菊半截版	二四六頁版	五四二頁版
〇〇〇三二〇	〇〇〇七六〇	〇一〇一六〇	〇〇〇八四〇	〇一〇一四〇〇	〇〇〇二二五	〇〇〇二二〇	〇〇〇三四五	〇一〇五八〇	〇二〇一〇〇

發行所 東京丸の内二丁目二十番 國際聯盟協會 振替 東京 一五五番 三番

卓絶るる國際問題研究の參考書

安富正造著	ジュネボフ編	法學博士 齋藤良衛著	細野軍治著	石井・安達・大熊眞共述	クレーン・ホッフ著	永富守之助譯	菊地・岩・澁澤・賀來共著	佐々木勝三郎著	法學博士 信夫淳平著	鳥谷亮輔著
海軍の縮小の重點	國際聯盟寫真帳	支那國際關係概觀	軍備縮小の過去及現在	平和議定書本文と解説	汎ヨロツバ	阿片問題の研究	賠償問題の過去及現在	大正外交十五年史	英國	帝國
一四六版 一四頁	菊倍版	二四六版 二三五頁	〇四六版 〇二六頁	八四六版 八八頁	二四六版 二二〇頁	一四六版 一八二頁	三四六版 三五四頁	四六版	四六〇頁	四六〇頁
〇〇七四〇	〇〇五二〇	〇一四〇〇	〇一〇三六	〇〇五二〇	〇一〇〇六	〇〇九六〇	〇一〇七八	〇一〇九〇〇	〇一〇七〇〇	送價 〇一〇七〇 〇〇六〇

發行所 東京丸の内二ノ町二區 國際聯盟協會 振替 東京 番三八一五五



